
第3期朝来市 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

＜素案第1稿＞

令和7年3月

朝来市

◆目 次◆

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	5
(1) 朝来市子ども・子育て会議	5
(2) 子どもの成長と子育て支援に関する調査の実施	5
(3) パブリックコメントによる意見募集の実施	5
5 国の動向	6
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案	6
(2) こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」の概要(一部抜粋)	6
(3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要	7
(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要	8
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	9
1 本市の状況	11
(1) 総人口と年齢3区分別人口	11
(2) 出生数と婚姻件数の推移	11
(3) 合計特殊出生率の推移	12
(4) 子どものいる世帯数の推移	12
(5) 女性の就業率	13
(6) 子育て期の女性の就業率	13
(7) 市内の主な教育・保育施設等	14
(8) 市内にある小学校・中学校	15
2 将来人口と児童数の今後の見通し	16
3 主なアンケート調査結果	18
4 子ども・子育てに関する主な課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	31
2 基本視点	32
3 基本目標	34
4 施策の体系	35
第4章 施策の展開	37
1 基本目標1 子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり	39

2 基本目標2	妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり.....	43
3 基本目標3	子どもたちの生きる力と豊かな心の育成.....	45
4 基本目標4	子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり.....	51
第5章	幼児期の教育・保育の内容と提供体制	55
第6章	計画の推進	57
資 料 編		59

第 1 章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明した「1.57ショック」を契機に始まりました。その後、国は様々な方針や取組を発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取組を進めてきました。

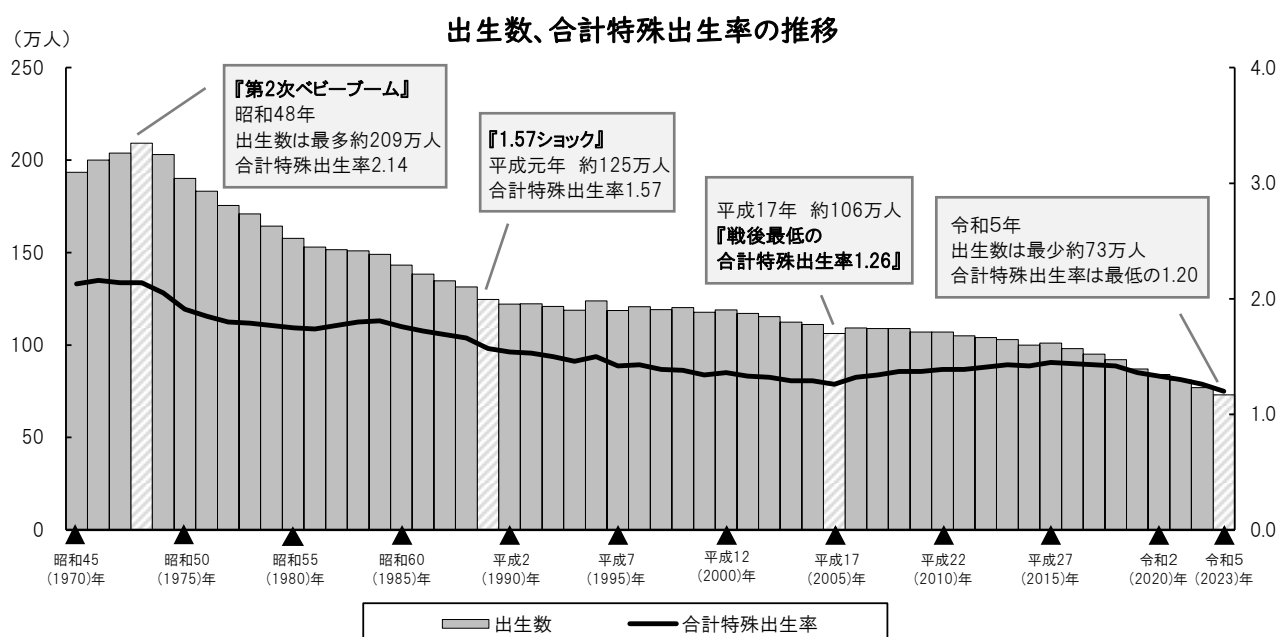
平成24年には「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すこととされました。

平成30年には全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正されました。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する」の3つを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すこととしています。そして、このこども未来戦略のなかのこども・子育て支援加速化プランにおいては、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を具体的な施策とする取組を今後3年間にわたって集中的に行うこととしています。

近年、総人口の減少、高齢化、出生数、合計特殊出生率の長期にわたる減少、核家族化の進行、就労環境の変化や子どもへの虐待、子どもの貧困問題、ヤングケアラー問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て・子育ちを地域社会全体で支援していくことがますます必要となっています。

本市の「第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度となることから、社会情勢や国の動き、本市の子どもを取り巻く状況等を踏まえ、次期計画となる「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

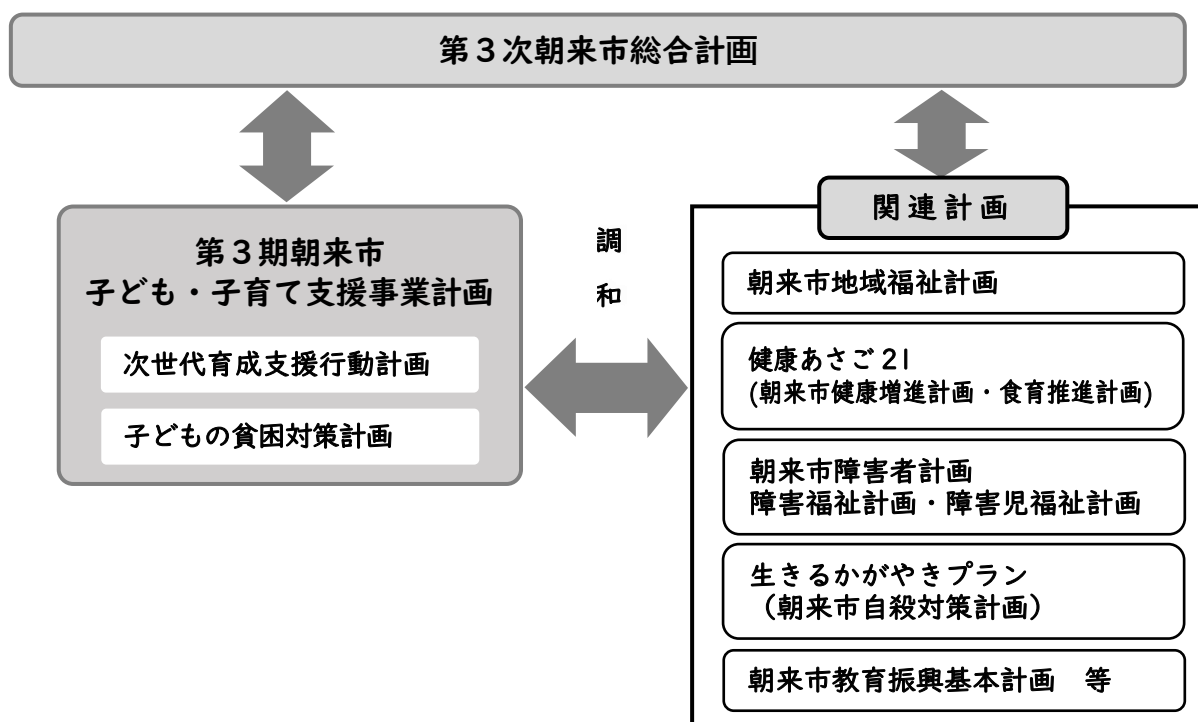


2 計画の位置づけ

本計画は、最上位計画である「第3次朝来市総合計画」（令和4年3月策定）及び「第4期朝来市地域福祉計画」（令和4年3月策定）との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられます。さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

◆本計画の位置付け◆



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和									
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、各分野からのご意見をいただき検討・協議するとともに、市民からの意見を幅広く募り、計画に反映させるため、以下のような取組を行いました。

(1) 朝来市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子どもの保護者、公募による市民、子どもの教育・保育や子ども・子育て支援に関する事業従事者や関係者、保健・福祉関係者、行政機関・公共的団体の代表者で構成される「朝来市子ども・子育て会議」において、本計画にかかる審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 子どもの成長と子育て支援に関する調査の実施

朝来市における教育・保育の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、子育て支援に対する意向やご意見を把握するため、令和6年3月に子どもの成長と子育て支援に関する調査を実施しました。

調査の種類と対象者	調査・実施方法
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収
小学生児童の保護者	学校を通じて保護者への連絡網(さくらメール)を使った Web による調査 ※さくらメールによる督促

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童	820	316	38.5%
小学生児童	697	317	45.5%
総 計	1,517	633	41.7%

(3) パブリックコメントによる意見募集の実施

予 定

計画素案について、本市ホームページへの掲載、市内関係施設への設置を通して内容を公表し、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。

また、いただいたご意見は、子ども・子育て会議により検討・協議を進め、必要に応じて計画に反映しました。

5 国の動向

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

1 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み(事業需要量)を設定する際の参酌基準を設定する。

2 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定。

3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、基本指針に位置づけ等を行う。

4 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

5 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○ その他所要の改正

(2) こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」の概要(一部抜粋)

全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことであります。

本計画に関連するこどもの貧困対策、ヤングケアラー支援についての記載部分は以下の通りです。

○ こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

(3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が改正されました。

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。

※始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択

- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。等

(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨となっています。

(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等

- ・市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
- ・この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
- ・市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ

①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- ・訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等

②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

- ・養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- ・児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。

例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等

③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- ・親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。

例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充

①子育て短期支援事業

- ・保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- ・専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

②一時預かり事業

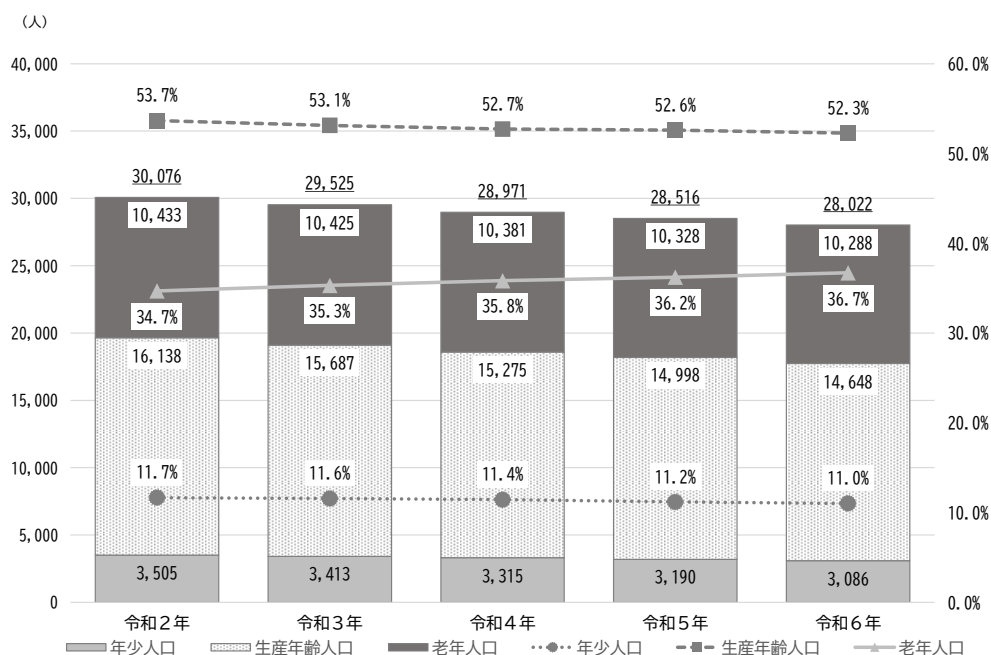
- ・子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

I 本市の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

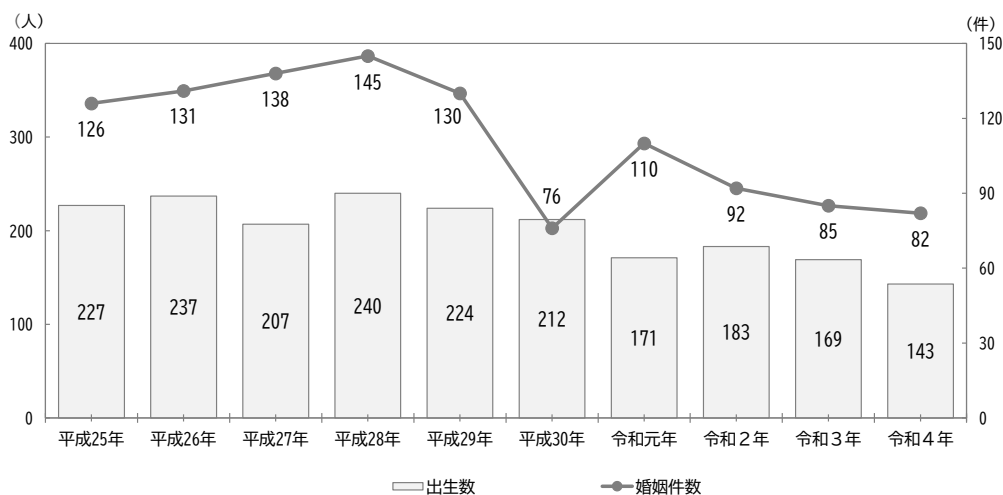
本市の総人口は、令和3年に3万人を下回り、その後も減少が続いており、令和6年4月1日現在28,022人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少しています。また、総人口に占める年齢3区分別割合では、老年人口は増加、生産年齢人口、年少人口は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数と婚姻件数の推移

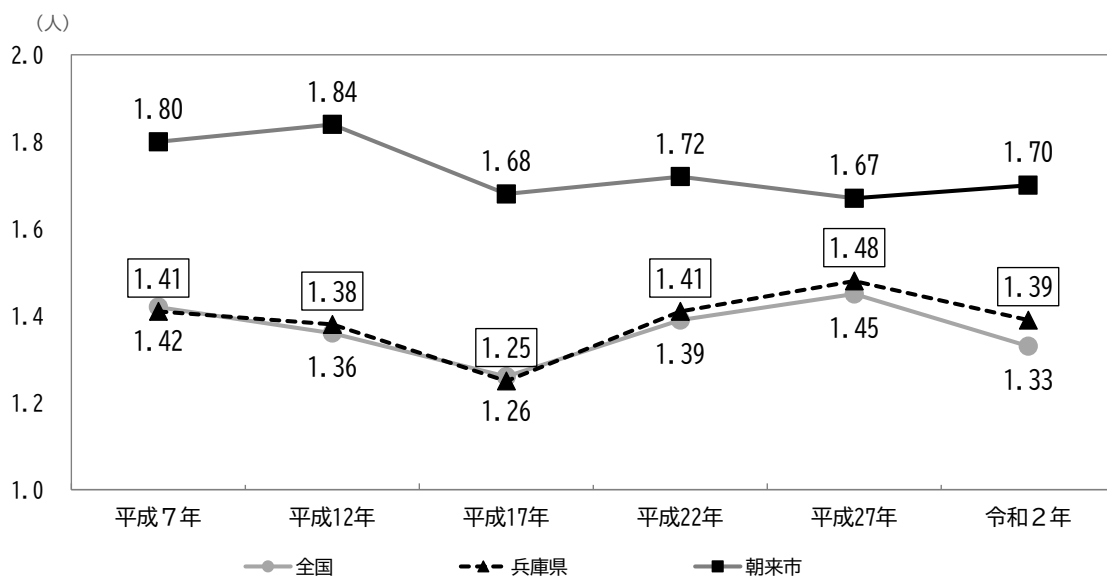
本市の出生数は、平成30年までは200人台で推移していましたが、令和元年以降は200人を下回り、減少傾向が続いています。また、婚姻件数は、近年100件を下回っており、令和4年は82件となっています。



資料：兵庫県保健統計年報

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、兵庫県を上回っており、令和2年は1.70となっています。



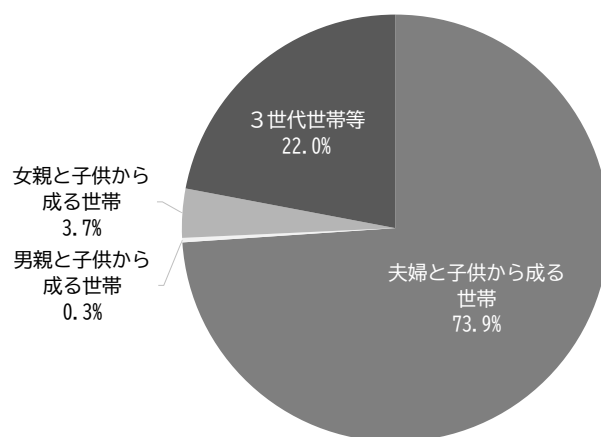
資料：兵庫県保健統計年報

(4) 子どものいる世帯数の推移

本市の6歳未満の子供から成る世帯は890世帯で、そのうち核家族世帯は694世帯77.9%、3世代世帯等は196世帯22.0%となっています。核家族世帯の内訳は、「夫婦と子供から成る世帯」が658世帯73.9%、「女親と子供から成る世帯」が33世帯3.7%、「男親と子供から成る世帯」が3世帯0.3%となっています。

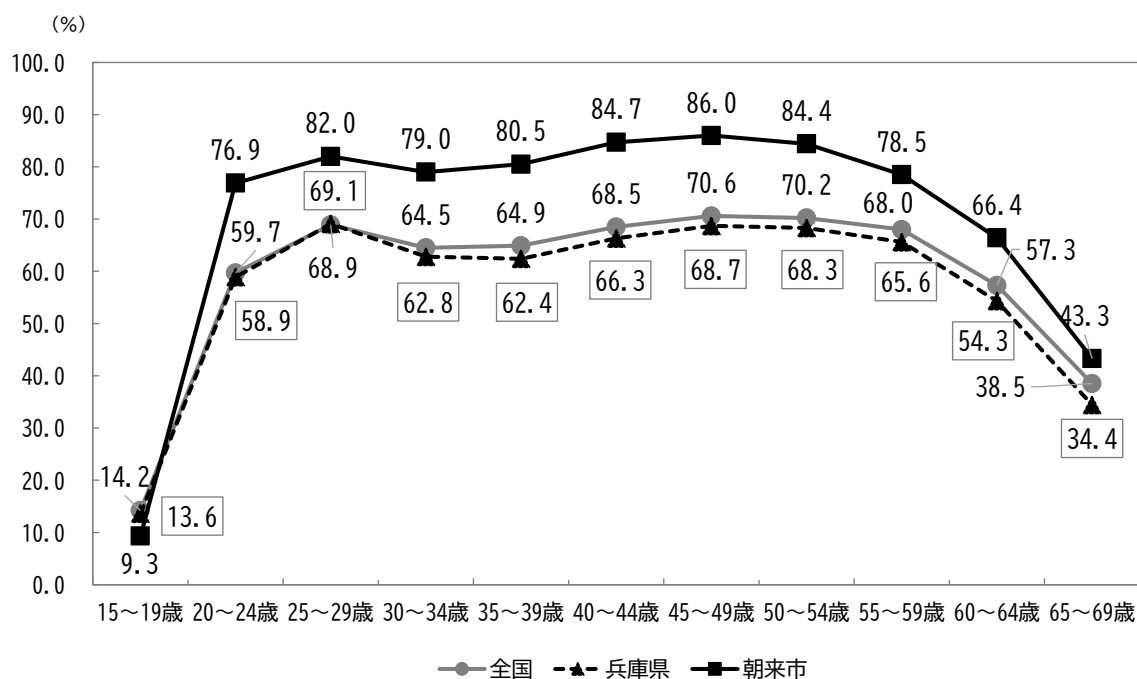
	世帯数
一般世帯	11,362
6歳未満がいる世帯	890
核家族世帯	694
夫婦と子供から成る世帯	658
男親と子供から成る世帯	3
女親と子供から成る世帯	33
3世代世帯等	196

資料：令和2年国勢調査



(5) 女性の就業率

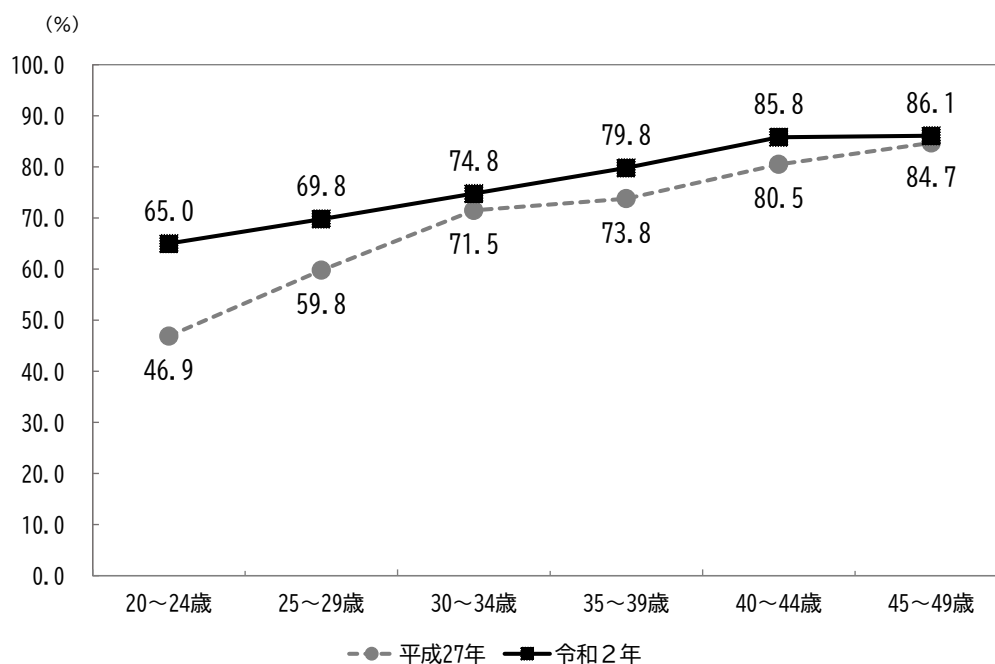
本市の令和2年の女性就業率は、20～50 歳代で8割前後と高く、15～19 歳を除く全ての年代で、全国、兵庫県よりも高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

(6) 子育て期の女性の就業率

子育て期の女性（有配偶者）における令和2年の就業率は、20～40 歳代の全ての年代で平成 27 年に比べて高くなっています。特に 40～44 歳は 85.8%、45～49 歳は 86.1%と 8.5 割を超え、高くなっています。



資料：国勢調査

(7) 市内の主な教育・保育施設等

本市には、就学前児童を対象とする教育・保育施設として、11 か所の認定こども園と2か所の認可保育園があります。また、小学生児童を対象とした学童クラブ（放課後児童クラブ）が、11 か所あります。

■市内の認定こども園・認可保育園一覧

	施設名	施設区分
公立	生野こども園	認定こども園
	糸井こども園	認定こども園
	大蔵こども園	認定こども園
	東河こども園	認定こども園
	竹田こども園	認定こども園
	中川こども園	認定こども園
	山口こども園	認定こども園
私立	ひまわりこども園	認定こども園
	枚田みのり保育園	認定こども園
	めばえのにわ保育園	認可保育園
	やなせこども園	認定こども園
	あわが保育園	認可保育園
	照福こども園	認定こども園

■市内の学童クラブ（放課後児童クラブ）一覧

	施設名	施設区分	校区
公立	生野学童クラブ	旧生野学校給食センター	生野校区
	糸井学童クラブ	糸井小学校内 トレーニングルーム	糸井校区
	大蔵学童クラブ	旧大蔵幼稚園内	大蔵校区
	和田山学童クラブ	旧和田山幼稚園内	枚田校区
	東河学童クラブ	旧東河幼稚園内	東河校区
	竹田学童クラブ	竹田小学校内 1階	竹田校区
	山東学童クラブ	山東老人福祉センター内	梁瀬校区
	中川学童クラブ	中川こども園内 2階	中川校区
	山口学童クラブ	旧山口幼稚園内	山口校区
私立	照福放課後児童クラブ	照福こども園内	梁瀬校区
	枚田みのり放課後児童クラブ	枚田みのり保育園内	枚田校区

(8) 市内にある小学校・中学校

本市には、9つの小学校と4つの中学校が設置されています。

■市内の小学校・中学校一覧

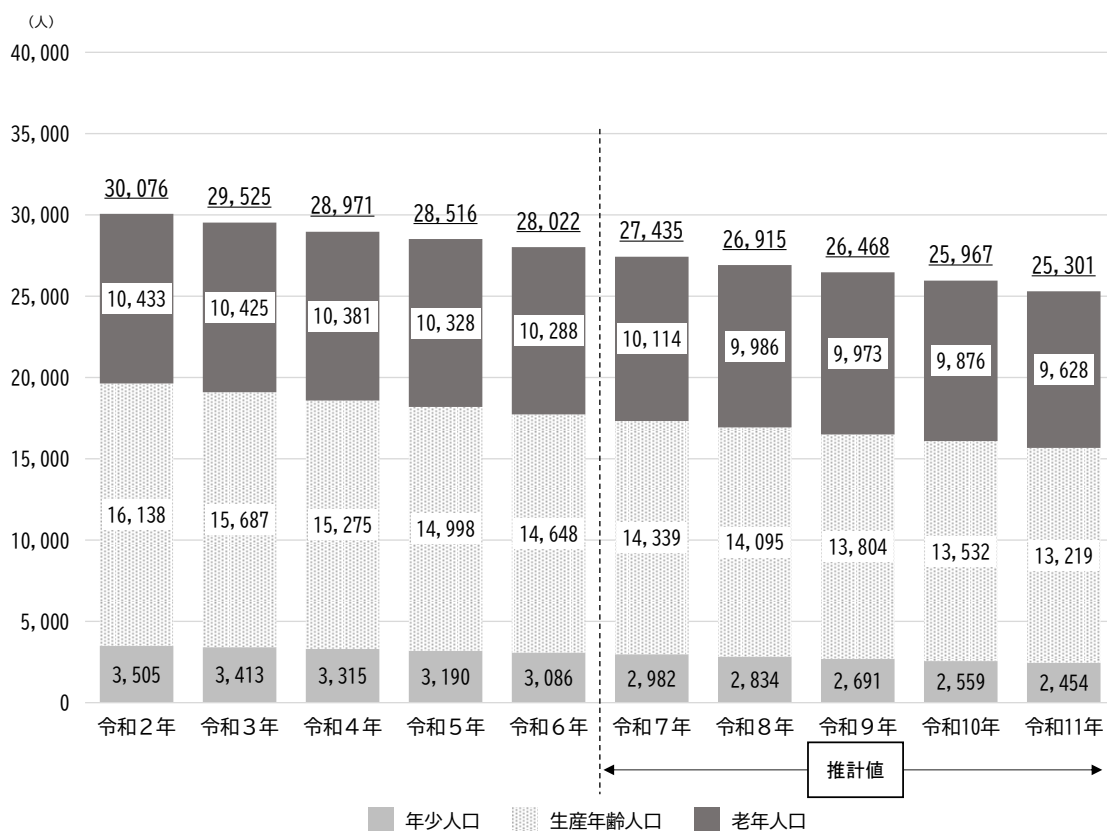
	学校名	所属区域
小学校	生野小学校	生野Ⅰ区～Ⅵ区、上生野、白口、円山、小田和、菖蒲沢、北真弓、南真弓、川尻、栃原、生野新町、奥銀谷、小野、緑ヶ丘（生野）、竹原野、黒川、猪野々
	糸井小学校	林垣、緑ヶ丘（和田山）、秋葉台Ⅰ区～Ⅳ区、寺内、万葉台、高生田、室尾、市場、和田、竹ノ内、内海、朝日
	大蔵小学校	寺谷、東谷、平野（和田山）、土田、西土田、宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野、宮内、高田
	枚田小学校	和田山上町、和田山京口、和田山本町、和田山新町、枚田、市御堂、比治、法興寺、立ノ原、枚田岡、玉置、桑原、柳原、駅北、駅前
	東河小学校	白井、宮、久田和、東和田、中、野村、岡田、弥生が丘Ⅰ区～Ⅱ区
	竹田小学校	竹田下町、米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、三波、久留引、加都、筒江、久世田、城南台、殿、藤和
	梁瀬小学校	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬中町、川原町、上ヶ町、新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦、末歳、諏訪、大月、向大道、楽音寺、清水町、小谷、田中、西地、西谷、比叡、東、柴、一品、上早田、早田、和賀、柊木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、与布土、森、三保、越田、柿坪
	中川小学校	物部、桑市、立脇、愛タウン、多々良木、石田、伊由市場、澤、山内、納座、川上
	山口小学校	山口、立野、新井Ⅰ区～Ⅲ区、八代、上八代、山本、土肥、老波、佐中、平野（朝来）、神子畑、羽渕、口田路、中田路、奥田路、元津、上岩津
中学校	生野中学校	生野小学校区全域
	和田山中学校	糸井小学校区全域、大蔵小学校区全域、枚田小学校区全域、東河小学校区全域、竹田小学校区全域
	梁瀬中学校	梁瀬小学校区全域
	朝来中学校	中川小学校区全域、山口小学校区全域

2 将来人口と児童数の今後の見通し

■将来人口

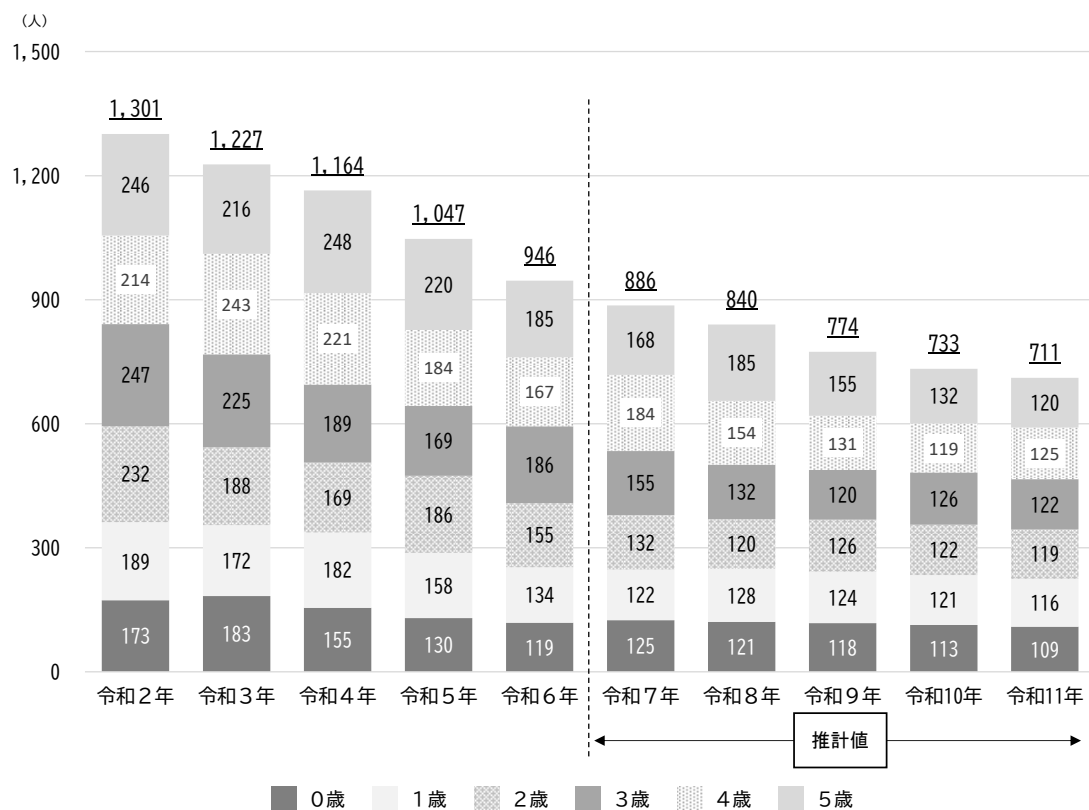
本市の将来人口は、住民基本台帳人口の結果を用いて各年齢による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になるときの人口の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

総人口は、令和6年4月1日現在 28,022 人となっていますが、今後も減少傾向は続き、本計画の最終年度となる令和 11 年には 25,301 人となる見込みです。また、年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少していくことが予想されており、年少人口(0～14 歳)は 2,454 人になる見込みです。



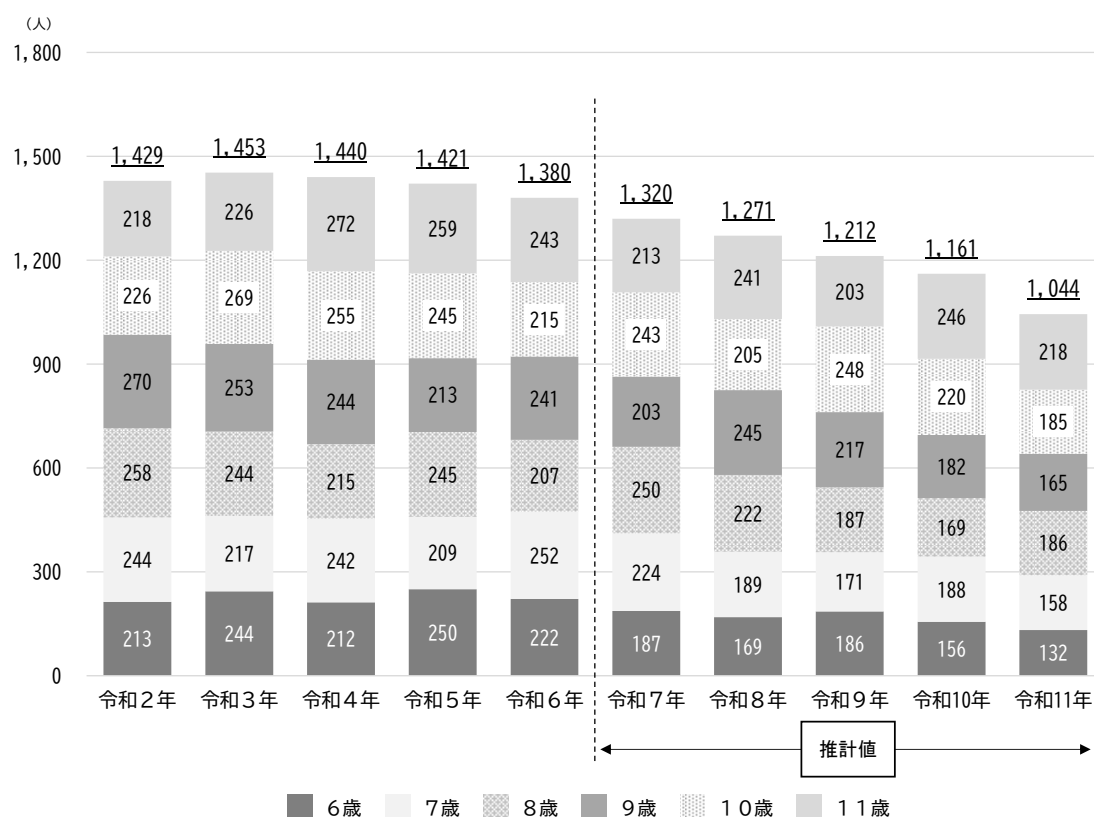
■ 0～5歳人口の推計

0～5歳人口（未就学児童と設定）は、減少傾向が続き、令和11年時点で711人となり、令和6年と比べ235人程度の減少が見込まれています。



■ 6～11歳人口の推計

6～11歳（小学生児童と設定）も減少傾向が続き、令和11年時点で1,044人となり、令和6年と比べ336人程度の減少が見込まれています。



3 主なアンケート調査結果

① 子育てを取り巻く状況

子育ては楽しいが、経済的な問題や、仕事と子育ての両立などから日々の暮らしには「ゆとり」がなく、子育てに不安を感じている層は6割を超えています。

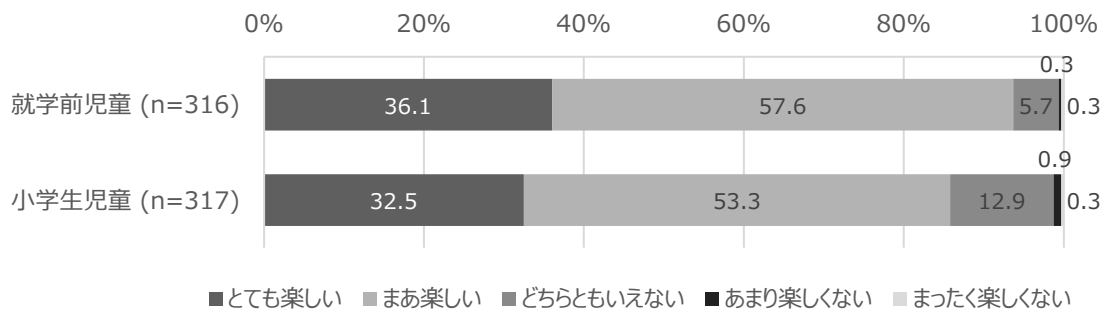
また、市として力を入れていくべき子育て支援の第1位は、「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」があげられており、経済的、精神的負担を軽減していくことが必要とされています。

子育ての孤立感は、あまり感じていない割合が高かったが、子どもの年齢が下がるにつれ、近所とのつきあいがいい割合が高くなっています。

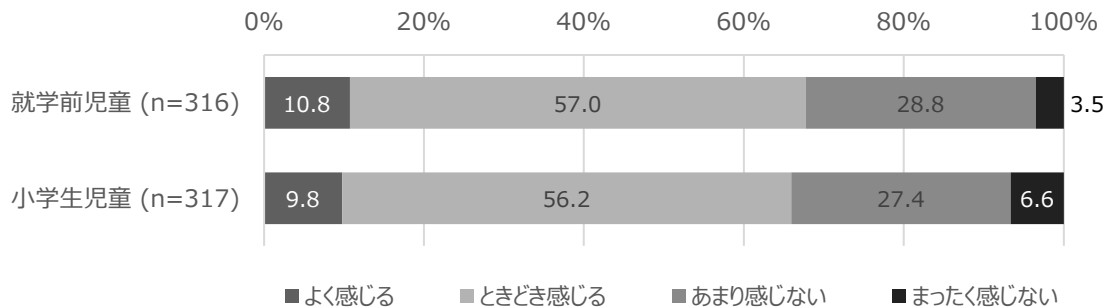
現在必要としている、重要だと思う支援では、就学前児童では「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」、小学生児童では「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が上位となっています。

現在、市で実施している様々な支援を周知していくとともに、地域内でのコミュニケーションを図り、地域全体で子育て世代を支えることが必要です。

◆子育ての感想



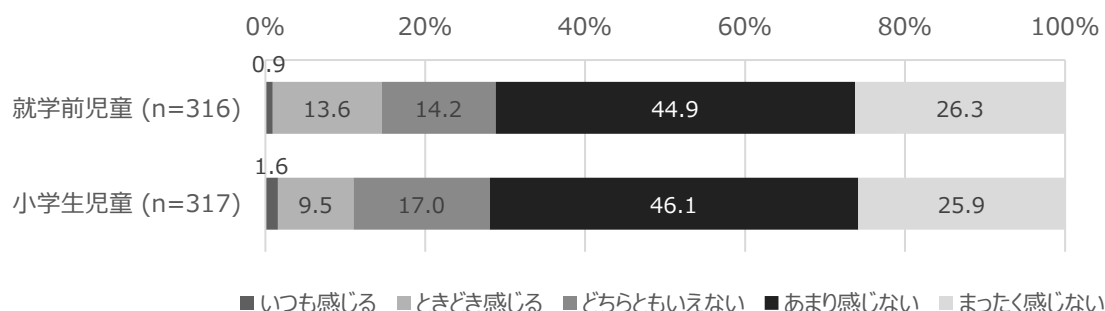
◆子育てについて不安や負担を感じる程度



◆子育てについて不安や負担を感じる理由 上位5項目

	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童	子育てにはお金がかかる 55.6%	生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある 52.8%	子どもが思うようにならないとき、いらだちを感じる 49.1%	仕事と子育ての両立が難しい 37.4%	子どもの性格や癖などが心配である 29.4%
小学生児童	子育てにはお金がかかる 56.9%	生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある 54.5%	子どもの性格や癖などが心配である 35.4%	子どもが思うようにならないとき、いらだちを感じる 31.1%	仕事と子育ての両立が難しい 25.4%

◆孤立感を感じる程度



◆現在必要としている、重要だと思う支援 上位3項目

	1 位	2 位	3 位
就学前児童	病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること 27.2%	就労のための支援が受けられること 24.7%	住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること
小学生児童	子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること 20.2%	病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること 17.7%	住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること 17.4%

◆近所の人との付き合いの程度

(単位：%)

年 齢	何か困ったときに助け合う人がいる	お互いに訪問しあう程度の人がある	立ち話をする程度の人がある	あいさつをする程度の人がある	ほとんど付き合いはない
0～2歳	6.1	9.1	25.3	41.4	18.2
3～5歳	20.2	8.4	33.5	27.6	10.3

◆朝来市として、力を入れていくべき子育て支援 年齢別学年別上位5項目

	0～2歳	3～5歳
1 位	子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実 55.6%	子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実 52.7%
2 位	保育所サービスの内容や利用時間、多様な保育サービスの充実 53.5%	保育所サービスの内容や利用時間、多様な保育サービスの充実 42.9%
3 位	労働時間の短縮や職場環境の改善に向けた企業・事業主への啓発 31.3%	学童クラブの実施、内容の充実 38.4%
4 位	・認定こども園、保育所(園)に通っていない幼児向けの施策の充実	労働時間の短縮や職場環境の改善に向けた企業・事業主への啓発 32.5%
5 位	・親子が安心して集える場やイベントなどの機会の充実 26.3%(同率4位)	親子が安心して集える場やイベントなどの機会の充実 29.6%

	1・2年生	3・4年生	5・6年生
1位	・子育て家庭に対する 経済的支援や優遇制度の充実 ・学童クラブの実施、 内容の充実	子育て家庭に対する 経済的支援や優遇制度の充実 50.5%	子育て家庭に対する 経済的支援や優遇制度の充実 53.7%
2位		労働時間の短縮や 職場環境の改善に向けた 企業・事業主への啓発 32.7%	労働時間の短縮や 職場環境の改善に向けた 企業・事業主への啓発 32.3%
3位	労働時間の短縮や 職場環境の改善に向けた 企業・事業主への啓発 34.6%	親子が安心して集える場や イベントなどの機会の充実 29.7%	・保育所サービスの内容や 利用時間、多様な保育サービス の充実 ・学童クラブの実施、 内容の充実
4位	保育所サービスの 内容や利用時間、 多様な保育サービスの充実 26.9%		
5位	親子が安心して集える場や イベントなどの機会の充実 21.2%	保育所サービスの内容や 利用時間、多様な保育サービス の充実 19.8%	親子が安心して集える場や イベントなどの機会の充実 15.9%

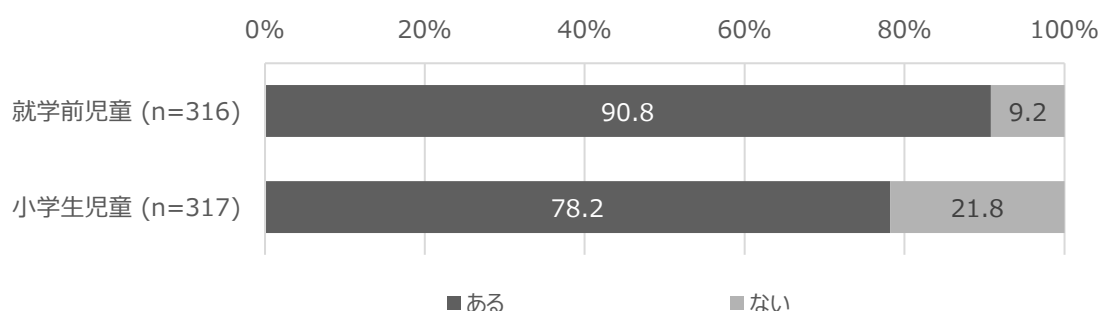
② 子育てにおける相談・情報

子育ての身近な相談は、配偶者や親が中心であり、相談先が「ない」人も未就学児童で1割、小学生は2割となっている。また、相談窓口等の利用意向があるものの、窓口等の認知度は高くありません。

しかし、子育て学習センターは、一定の相談機能の認知や利用ニーズがあると考えられます。

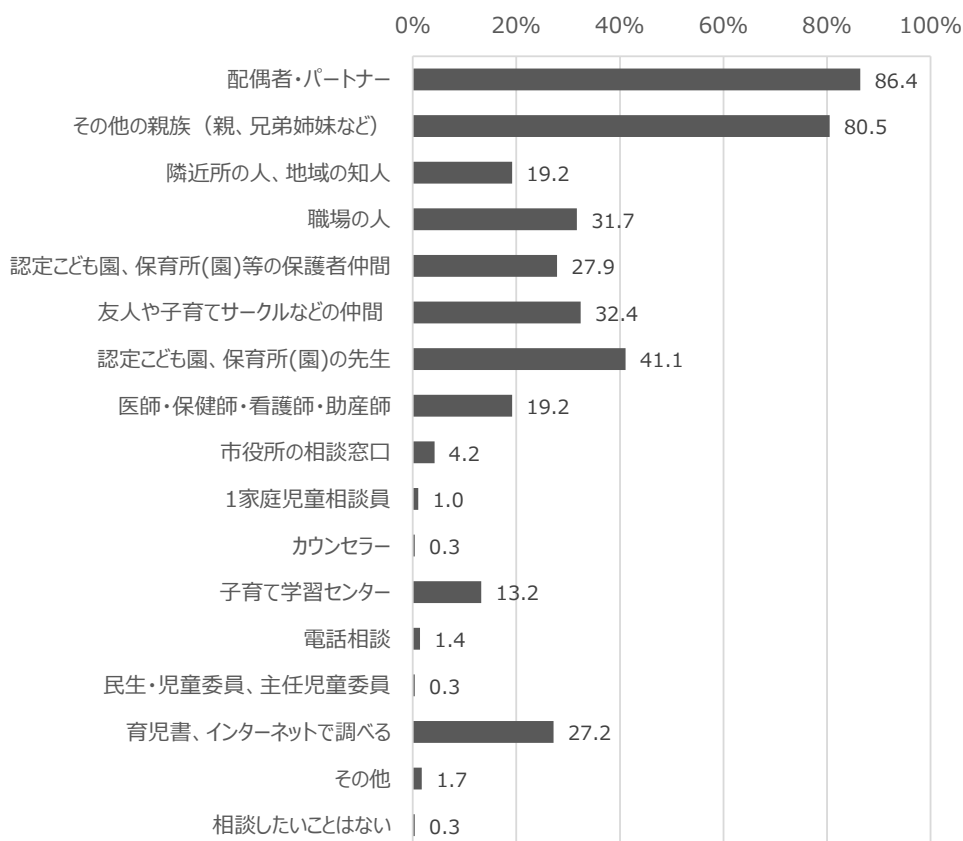
今後も、市の相談事業や相談窓口を周知していくとともに、相談窓口の対応スキルをあげていくことも必要です。

◆子育て(教育を含む)をする上で、身近に相談できる先の有無



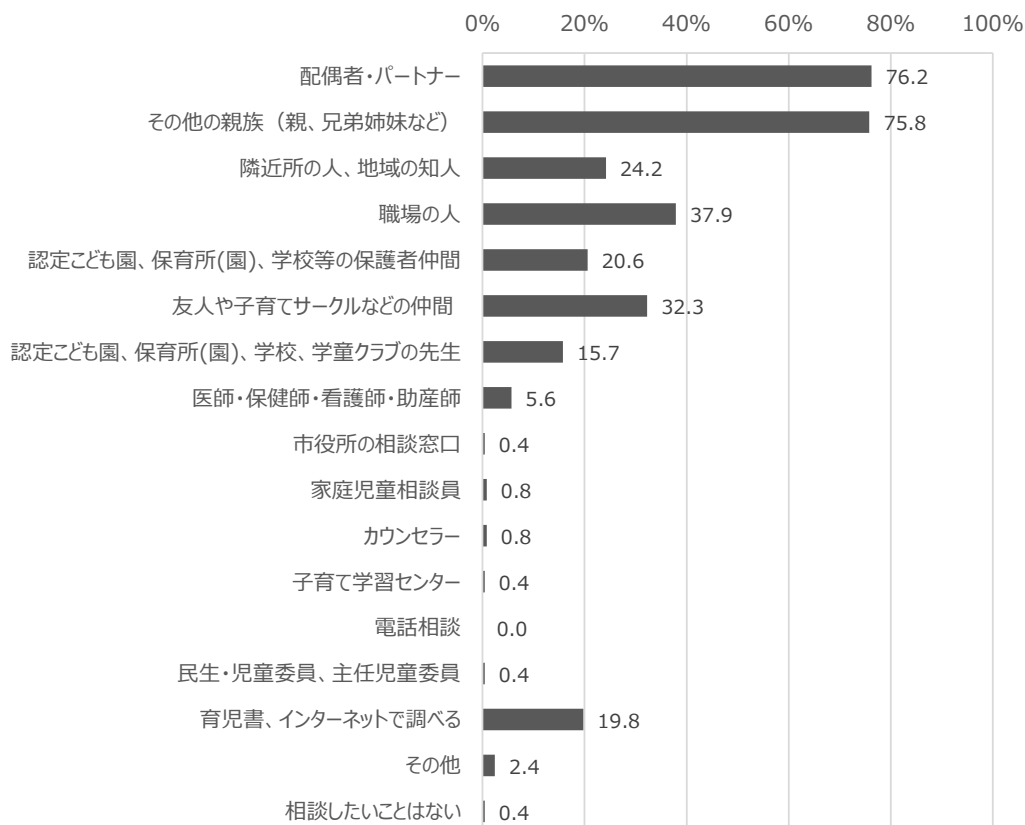
◆子育てに関する悩みや不安の相談先

【就学前児童】



n=287

【小学生児童】



n=248

◆相談事業や相談窓口について 上位3項目

就学前児童	1 位	2 位	3 位
知っているもの	子育て学習センター	産前・産後サポート事業	乳幼児相談
	90.8%	82.3%	80.7%
利用したことがあるもの	子育て学習センター	産前・産後サポート事業	乳幼児相談
	58.5%	43.0%	40.2%
今後利用したいと思うもの	子育て学習センター	乳幼児相談	教育相談・いじめ相談
	69.0%	58.9%	56.0%

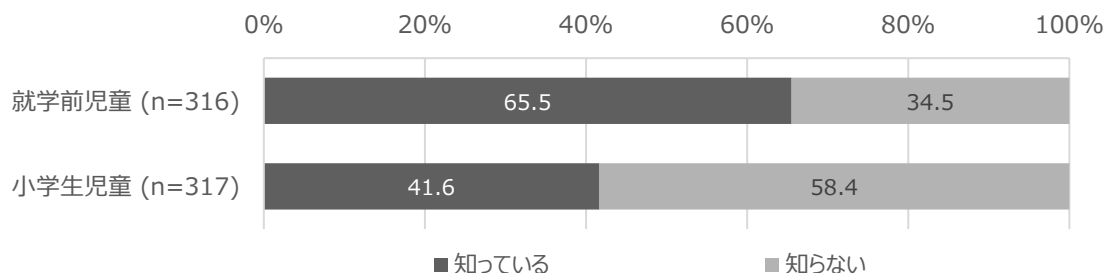
小学生児童	1 位	2 位	3 位
知っているもの	子育て学習センター	乳幼児相談	保育施設の利用相談
	75.7%	66.2%	59.6%
利用したことがあるもの	子育て学習センター	乳幼児相談	保育施設の利用相談
	41.6%	22.4%	
今後利用したいと思うもの	教育相談・いじめ相談	子育て学習センター	電話育児相談
	29.3%	24.3%	20.2%

③ 定期的な教育・保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

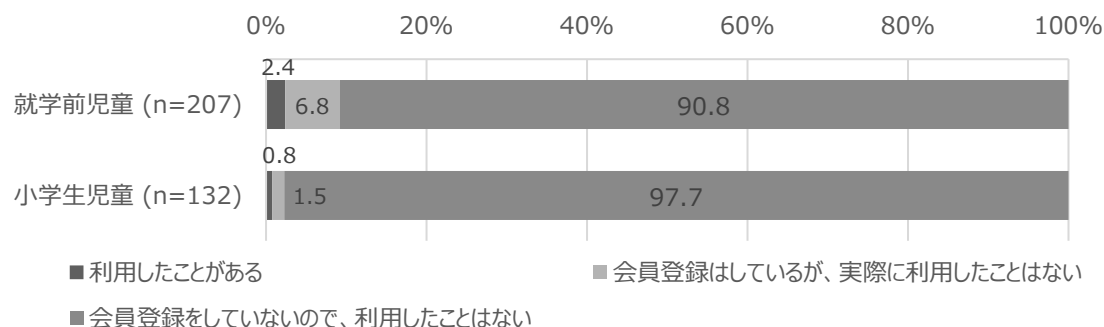
令和5年度から始まったファミリー・サポート・センター事業の利用は、まだ限定的である。事業を知らない人も未就学児童で3割強、小学生児童で6割弱となっており、本事業を知っていても利用するか「わからない」としている人が約6割となっています。

本事業を「わかりやすく」周知するとともに、保護者が安心して子どもを預けられるよう「安心さ」をさらにアピールする必要があると考えられます。

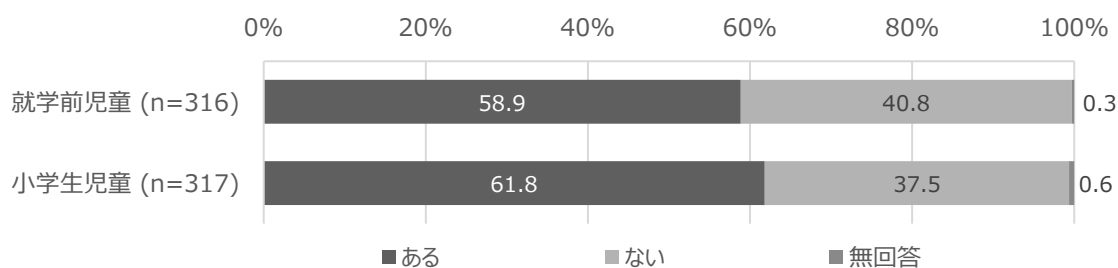
◆ファミリー・サポート・センター事業の認知度



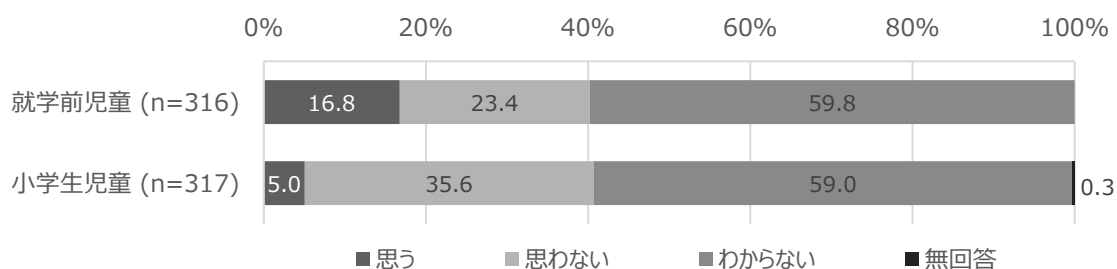
◆ファミリー・サポート・センター事業の利用状況



◆ファミリー・サポート・センター事業の利用における不安や心配の有無



◆ファミリー・サポート・センター事業の今後の利用意向



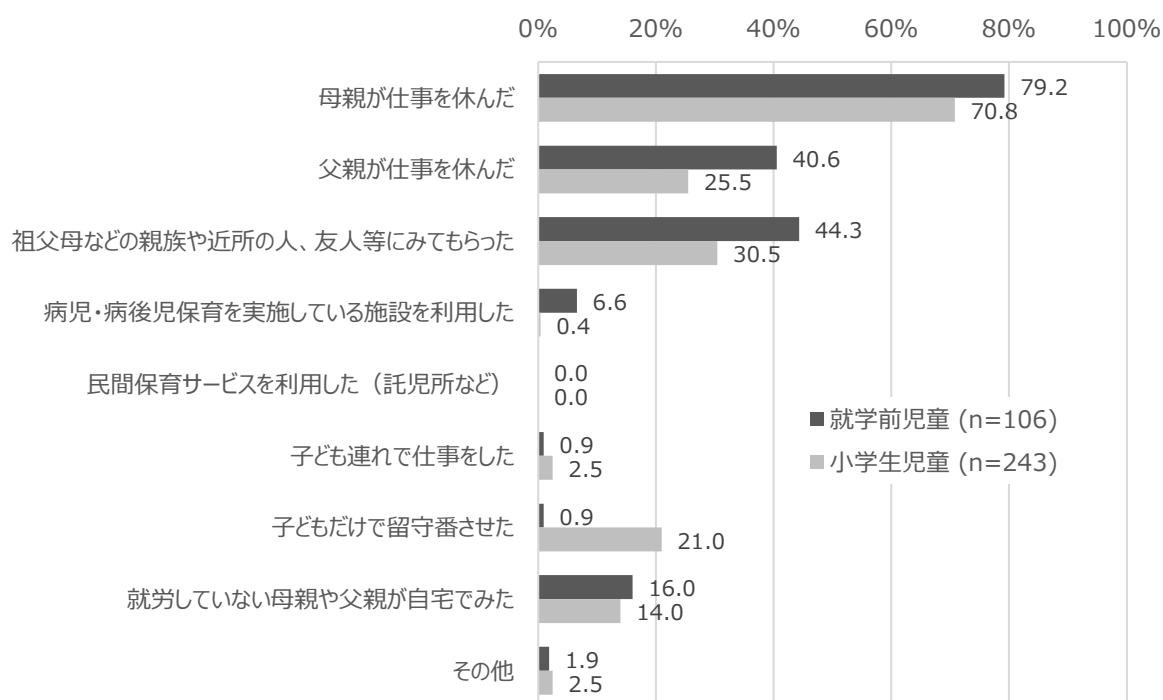
④ 子どもの病気の際の対応について

子どもが病気やケガで事業を利用できなかったことや学校を休まなければならなかった時の対処法では、就学前児童、小学生児童ともに、「母親が仕事を休んだ」が7割を超え高く、「病児・病後児保育を実施している施設を利用した」は低くなっています。

病気の際には、母親が仕事を休んで対応するとする人が最も多くなっている一方で、保育施設やその他施設の利用意向もあることから、利用促進に向けた検討も必要と考えられます。

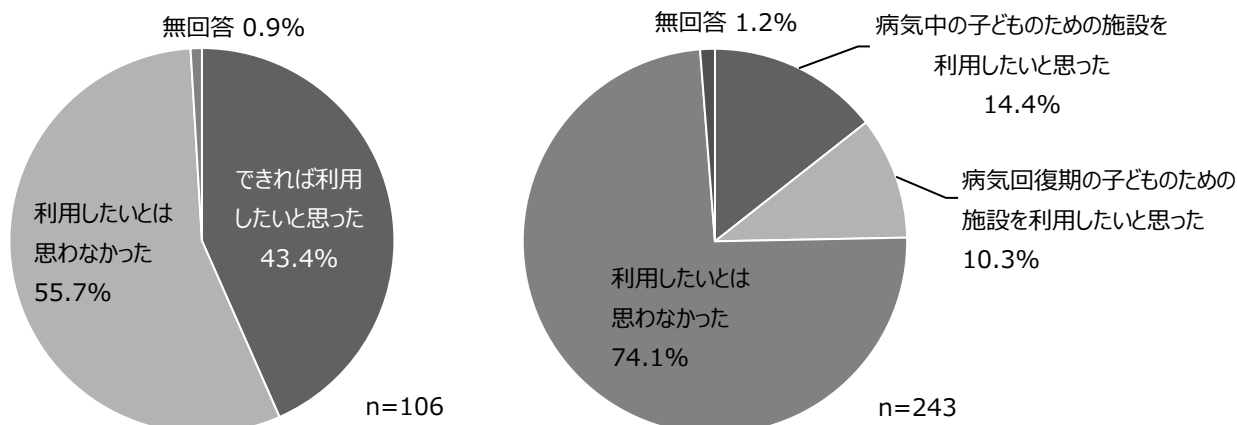
◆子どもが病気やケガで事業を利用できなかったり学校を休まなければならなかった時の対処法

【就学前児童・小学生児童】



◆子どもが病気やケガで事業を利用できなかったり学校を休まなければならなかった時の病児・病後児のための保育施設やその他施設の利用意向

【就学前児童】 【小学生児童】



⑤ 放課後の過ごし方

各学年とも、放課後、子どもを過ごさせたい場所は、「自宅」が多いものの、1～4年生では、「学童クラブ」のニーズが高くなっている。特に、夏休み、冬休みなどの長期休暇中は、「ほぼ毎日」が非常に高くなっている。

さらに、子どもの放課後の居場所では、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が6割を超え高くなっていることから、「学童クラブ」の取組みを充実させるとともに、児童が安全に過ごせることができる居場所づくりを進めていくことが重要と考えられます。

◆放課後、子どもを過ごさせたい場所 上位5項目

	1・2年生	3・4年生	5・6年生
1位	自宅	自宅	自宅
	41.0%	56.8%	72.2%
2位	学童クラブ	学童クラブ	学習塾や習い事
	34.1%	24.9%	24.0%
3位	祖父母宅や友人・知人宅	学校や地域でのクラブやスポーツ活動	学校や地域でのクラブやスポーツ活動
	17.4%	19.6%	20.8%
4位	学校や地域でのクラブやスポーツ活動	学習塾や習い事	祖父母宅や友人・知人宅
	14.2%	18.9%	18.9%
5位	学習塾や習い事	祖父母宅や友人・知人宅	学童クラブ
	13.6%	17.4%	9.1%

◆夏休み・冬休みなどの学童クラブの利用希望

(単位：%)

学 年	ほぼ毎日	週に数日	無回答
1・2年生	93.3	3.3	3.3
3・4年生	76.9	23.1	0.0
5・6年生	44.2	55.8	0.0

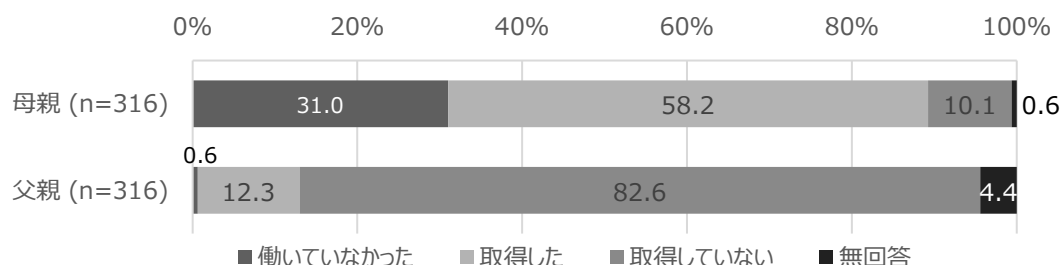
◆子どもの放課後の居場所に必要だと思うもの 上位3項目

	1・2年生	3・4年生	5・6年生
1位	大人の見守りによる安全・安心な居場所	大人の見守りによる安全・安心な居場所	大人の見守りによる安全・安心な居場所
	73.8%	63.8%	74.4%
2位	自由遊び	自由遊び	文化系の習い事
	40.5%	31.3%	29.8%
3位	学びのきっかけとなる体験活動	学びのきっかけとなる体験活動	・学びのきっかけとなる体験活動 ・自由遊び
	26.2%	23.8%	26.4%(同率3位)

⑥ 母親・父親の就労状況

父親の育休休業の取得状況は1割強となっており、社会全体の取組みとして、企業に向けた育児休業制度の導入整備、取得しやすい職場環境(上司の配慮、同僚の協力)を促進していく必要があります。

◆母親、父親の育児休業取得状況:就学前児童



⑦ 子育て支援

住んでいる地域の子育て環境について、各項目で「そう思わない」との回答が最も多かったのは、就学前児童、小学生児童ともに「気軽に利用できる遊び場が整っている」で、5割を超えています。

また、自由意見でも、公園の遊具を充実させてほしい、雨の日や冬場に屋内で遊べる場所、子どもが安全に遊べるスペースがほしい、子連れで遊びに行ける施設などの声が多数あがっていることから、公園等の点検・整備や屋内で遊べる場所の検討を進める必要があります。

市では、様々な子育て支援事業を展開しているが、事業自体を知らないとする人の割合が高い事業もある。今後は、各子育て支援事業を周知し、必要に応じて利用してもらえるよう情報提供していく必要があります。

◆住んでいる地域の子育て環境「そう思わない」上位5項目

	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童	気軽に利用できる遊び場が整っている 52.5%	公共施設や道路が子育てに配慮されている 52.2%	同世代の子どもが近所に多い 44.6%	子育てに関する情報が豊富 38.6%	子ども会、子育てサロンなどの活動が盛ん
小学生児童	気軽に利用できる遊び場が整っている 57.1%	公共施設や道路が子育てに配慮されている 49.2%	同世代の子どもが近所に多い 42.6%	子ども会、子育てサロンなどの活動が盛ん 38.8%	子育てに関する情報が豊富 37.5%

◆子育て支援事業について 上位5項目

	1位	2位	3位	4位	5位
知らない事業	家庭教育に関する学級・講座 85.4%	利用者支援事業 84.8%	家庭児童相談室 72.2%	こども教育支援センター・教育相談室 65.2%	障がい児相談・児童発達支援事業等 49.4%
利用したことがない事業	家庭児童相談室 97.5%	利用者支援事業 96.8%	家庭教育に関する学級・講座 95.9%	障がい児相談・児童発達支援事業等 92.4%	こども教育支援センター・教育相談室 89.9%
今後利用したい事業	地域の子ども会 60.1%	市の広報やあさごし子育てガイドブック 59.8%	子育て学習センター 56.6%	保育園や認定こども園の園庭等の開放 53.5%	保健センターの情報・相談サービス 50.6%

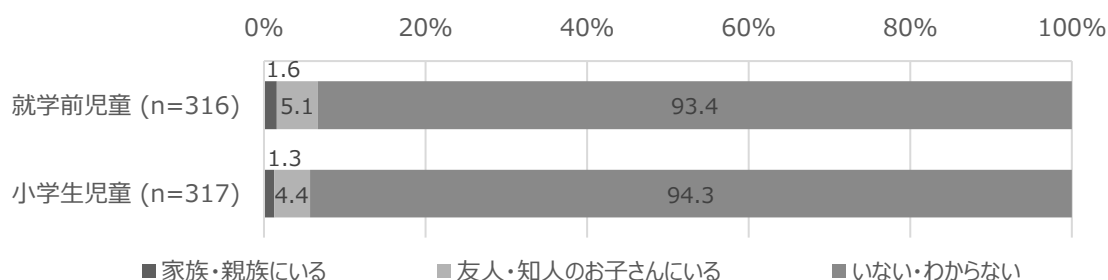
⑧ その他

生活の経済的なゆとりについては、約半数の世帯で「あまりない」、「まったくない」と回答している。①子育てを取り巻く状況にもあるとおり、朝来市として、力を入れていくべき子育て支援では、「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」が最も高くなっていることや子育てについて不安や負担を感じている理由で、就学前児童、小学生児童ともに、「子育てにはお金がかかる」が5割を超え最も高くなっていること、自由意見では、給食費の無償化を望む声が非常に多くなっていることから、必要に応じて何らかの経済的支援策を検討が必要です。

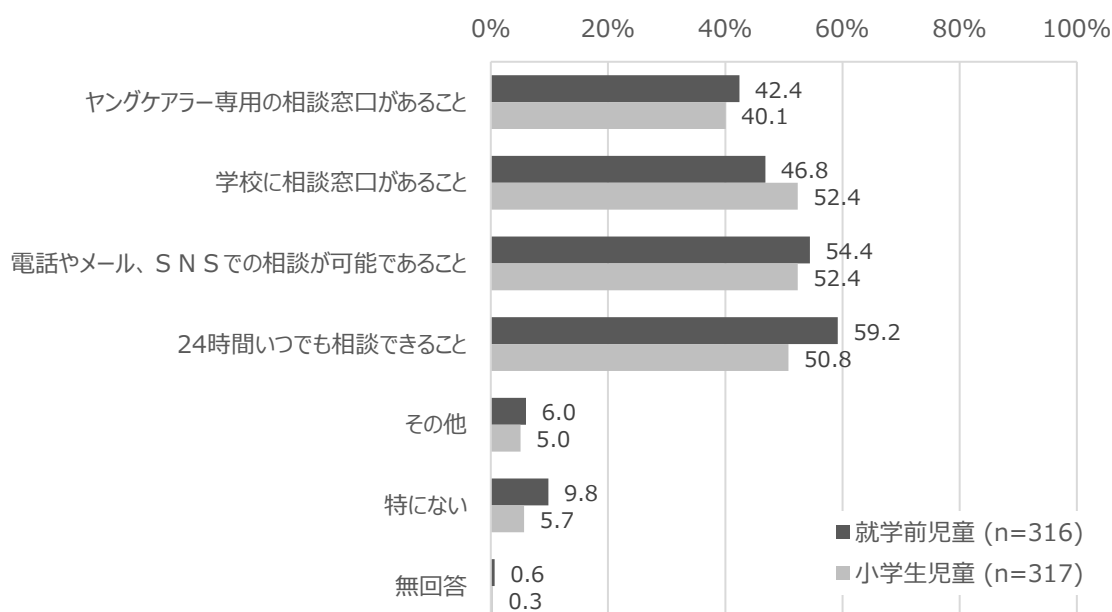
ヤングケアラーと思われる子どもの存在については、「家族・親族にいる」、「友人・知人のお子さんにいる」を合わせると、就学前児童では6.7%、小学生児童では5.7%となっています。

ヤングケアラーをいち早く発見できる仕組みと、相談体制について県と連携を深めるとともに、自分自身がヤングケアラーであるという自覚がないことが特徴の一つとなっていることから、日常生活における子どもの様子に周囲が気づいてあげることも重要と考えられます。

◆ヤングケアラーと思われる子どもの存在



◆ヤングケアラーに関して相談しやすい環境づくりとして必要なこと



4 子ども・子育てに関する主な課題

※現在作成中

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

朝来市は、認定こども園の設置や乳幼児から高校生までの医療費を助成する制度の実施など、子どもと子育て家庭の支援に取り組んできました。子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくるさまざまな可能性や能力を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいと心豊かな時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことができる環境づくりが重要です。

しかし、今日の子どもを取り巻く状況をみると、子ども同士のふれあいの減少、非行等の問題行動やひきこもり・不登校の発生、SNSによるいじめや子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪の増加など、子どもに関わるさまざまな問題が顕在化、深刻化しています。

一方、子育ての状況に目を向けると、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、「子育て」に関わる環境の変化や深刻な問題が起こっています。こうした子どもや子育てを取り巻くさまざまな問題は、子どもの笑顔を曇らせ、健やかな成長を阻害しているだけでなく、親世代に出産や子育てをためらわせる一因ともなっています。

このような状況の中、誰もが安心して子どもを生み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、朝来市にとって非常に大きな課題であると思われます。子ども・子育て支援にあたっては、まず保護者が「親としての自覚」を持ち、愛情を持って子育てを行うことが何よりも大切ですが、それとともに、地域や学校、事業者、団体、行政などがそれぞれの役割を再認識し、一体となって「子育て」「育ち」の支援に積極的に取り組み、子どもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような地域にしていく必要があります。

こうした考え方にに基づき、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



基本理念

子どもの笑顔を地域で支える
子育て・育ち応援のまち

3 基本視点

本計画では、次の4つの基本視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本視点 1 健やかな子どもの成長を第一に考えます

朝来市のすべての子どもは、次代を担う人材であると同時に、現代社会を大人とともに構成する一員でもあります。

子どもは、個人として尊重され、多くの人とふれあう中で、人との多様な関わり方を学び、お互いに認めあい、のびのびと遊び、自ら考え学びながら、自己肯定感や他者への思いやりなどを培っていきます。また、大人は、子どもの成長を見守りながら、必要な時に適切に手を差し伸べ、子どもが主体的に行動できる場をつくり出すことが大切です。

こうした考えのもと、ゆとりを持って子どもと関われるよう、子育て中の父母の働き方や父母としての担う役割、子育て家庭を見守る地域のあり方などを見直し、まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりを地域全体で推進します。

また、予測困難な未来が待つこれからの社会を乗り越える心の豊かさや強さ、時代を切り開いたくましさを兼ね備えた健やかな子ども自身の育ちを第一に考えます。

基本視点 2 子どもと子育て家庭を地域全体で支えます

子育ては、保護者に第一義的責任があります。しかし、子育ては次代の担い手を育成していく営みであり、国や行政はもとより、事業者、団体や個人に至るまであらゆる分野における構成員が、それぞれの立場から、子育て支援の重要性を認識し、理解を深め、地域全体で協力して取り組んでいくことが重要です。

また、保護者が子育てをしていく中での、精神的、経済的なさまざまな負担や不安を軽減し、喜びや楽しさを実感しながらいきいきと子育てできることが望まれます。

このため、各種施策・事業の実施にあたっては、子育ての精神的、経済的な負担・不安等を軽減するという視点を重視し、地域全体ですべての子どもと子育て家庭を支えていきます。

基本視点 3 ネットワークを強化して子育て支援に取り組みます

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、PTA、地域自治協議会、子育てサークルなどの地域活動団体のほか、民生委員・児童委員などが活動しています。

地域にあるさまざまな主体がパートナーシップを持って、子どものための時間・空間・仲間をつくり出していくことが求められ、そのためには子育て意識の醸成や活動を支援する取組も重要です。

こうした子どもの育成活動を通じて、地域における子育て力を高め、子どもをみんなで見守り、安全・安心な環境づくりのため、ネットワークの再構築、強化を図ります。

基本視点 4 地域の特性に配慮した子育て支援を推進します

本市は南北約 32km・東西約 24km の範囲に広がり、その広大な市域には豊かな自然があります。子どものときから地域の自然に親しむ経験をすることで、環境に関心を持ち理解を深め、命あるものとふれあう中での活動を通して、自然や生命を大切にする心を育みます。

本市を構成するそれぞれの地域はこれまで培ってきた長い歴史を持ち、伝統文化や産業構造、保健福祉・教育に関わる社会資源など、子どもと子育てを取り巻く環境には地域ごとに特色があります。伝統文化や芸能の体験など、地域の行事に地域の一員として参加することで、ふるさと朝来に愛着を持つことが期待されます。

また、子育て支援施策の推進にあたっては、可能な限り各地域の特性を考慮しながら、必要な施策をバランスよく展開し、すきなまち朝来で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

4 基本目標

基本目標1 子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

地域において、子どもや子育て支援に対する理解を深めるとともに、子育て力を高め、子どもたちがのびのび育つ環境づくりを進めます。

また、障害(発達障害を含む)・虐待・養育が困難な家庭や貧困・ヤングケアラー等配慮を必要とする子どもや子育て家庭について、行政、関係団体、地域住民等の連携を強化し、地域全体で支援します。

基本目標2 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

妊娠期から子育て期における心の不安を解消するとともに、身体の健康を維持し、安心していきいきと子育てができ、子どもに愛情が注げるよう、母子保健事業をはじめ、子育て家庭、次代を担う子どもたちを対象とした保健事業の充実に努めます。

基本目標3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力・生きる力を育ていけるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視点で教育・保育内容の充実とともに、公園の整備や子どもの居場所づくり等環境の整備に努めます。

基本目標4 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

子育て家庭の保護者の就労状況や諸事情によるさまざまなニーズに対応したきめ細かな教育・保育サービス等を提供するとともに、子育て家庭に寄り添った支援をすることで、子育て家庭の様々な負担を軽減します。

また、子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう生活環境の整備・改善に努めます。

5 施策の体系

以下のとおり、基本理念、基本視点に基づき、4つの基本目標、12の基本施策に沿って各種事業を展開します。

◆基本理念◆

子どもの笑顔を地域で支える 子育て・子育て応援のまち

●基本視点●

- 1 健やかな子どもの成長を第一に考えます
- 2 子どもと子育て家庭を地域全体で支えます
- 3 ネットワークを強化して子育て支援に取り組みます
- 4 地域の特性に配慮した子育て支援を推進します

基本目標 1	基本施策
子育て家庭を地域で 支えるまちづくり	(1)地域ぐるみの子育て意識の向上
	(2)家庭や地域の子育て力の向上
	(3)配慮を必要とする子育て家庭の親と子の支援
	(4)仕事と子育ての両立の推進
基本目標 2	基本施策
妊娠・出産・子育てを 切れ目なく支える 環境づくり	(1)子育て家庭の親と子の健康の確保
	(2)子育て家庭の親と子の身体と心のケア
基本目標 3	基本施策
子どもたちの 生きる力と 豊かな心の育成	(1)生きる力を育む教育環境の整備
	(2)次世代の親の育成
	(3)地域における子どもたちの健やかな育成
基本目標 4	基本施策
子どもと子育て家庭が 安心・安全に 暮らせるまちづくり	(1)子育て支援制度・サービスの充実
	(2)子どもを取り巻く安全の確保
	(3)子どもの貧困解消への取組

第4章 施策の展開

1 基本目標1 子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

(1) 地域ぐるみの子育て意識の向上

施策の方向性	施策の内容	担当課
(1)ー1 子育て支援に向けた意識啓発	●地域とともに当事者である子どもや子育て家庭の意見やニーズを踏まえ、市民や地域と協力して地域における子育て支援の意識の啓発に努めます。 ●市の広報紙やホームページへの関連情報の掲載、啓発冊子の作成・配布、学校、講演会などを通じて、地域自治協議会や市民活動団体等の地域における子育て支援の意識の啓発に努めます。	子育て支援課 学校教育課 こども園課
(1)ー2 地域における子育て支援活動の推進	●各種行事における交流など、認定こども園・保育園・子育て学習センター・学校と地域自治協議会や市民活動団体等との日常的な交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援していく体制づくりを推進します。 ●地域自治協議会を中心に地域学校協働本部を設置するとともに、子どもを中心とした活動を推進します。 ●地域における子育て援助活動をサポートし、子育て家庭が安心して生活できる環境づくりを支援します。	学校教育課 生涯学習課 こども園課 子育て支援課
(1)ー3 子育て支援ボランティアの育成・支援	●関係機関・団体、地域等と連携して養成講座を開催するなど、子育て支援ボランティアの活動支援に努めます。とりわけ子育て経験の豊かな人や高齢者の積極的な参加を促進します。 ●地域子育て支援拠点等で積極的にボランティアが活動できる場の拡大を推進します。	子育て支援課

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

施策の方向性	施策の内容	担当課
(2)ー1 子育て支援拠点づくり	●民間の認定こども園・保育園で地域子育て支援拠点事業、公立の認定こども園での子育て広場の開催、子育て学習センターで子育て支援活動を実施します。 ●認定こども園や保育園に通っていない就学前児童とその保護者に対し、園舎や園庭を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。	こども園課 子育て支援課
(2)ー2 子育てや家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実	●市こども家庭センターの周知を図るとともに、総合相談窓口の機能強化に努めるとともに、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、支援を行います。 ●母子健康手帳の交付時、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、市ホームページ、市子育てガイドブックなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供や相談支援に努めます。	子育て支援課 学校教育課 こども園課

	●保健・福祉・教育等に関する行政窓口をはじめ、認定こども園、保育園、子育て学習センター等の関係施設において、電話や窓口等によるきめ細かな相談支援に努めます。	
(2)ー3 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	●妊婦、乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する教室や講座を開催し、父母それぞれの育児参加や子育て不安の軽減と仲間づくりを支援します。 ●子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、認定こども園、保育園、小学校、中学校、PTAと連携し、親子交流や家庭教育に関する学習機会を充実します。	こども園課 学校教育課 子育て支援課
(2)ー4 子育て学習グループ等の育成・支援	●各種事業を通じて保護者同士の交流を促進するとともに、子育てサークルの育成に向け、情報や活動の場の提供などの活動支援や活動紹介を行います。	子育て支援課
(2)ー5 地域活動を通じた家庭教育の充実	●地域の伝統行事や地域組織の行事等の支援にあたっては、「親と子のふれあい、家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、保護者同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有など、共に支えあいながら子育てが行える環境づくりを図ります。	山東支所 生野支所 朝来支所 和田山 地域振興課 学校教育課 生涯学習課

(3) 配慮を必要とする子育て家庭の親と子の支援

施策の方向性	施策の内容	担当課
(3)ー1 要保護児童対策地域協議会の推進	●要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、県健康福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見から発見後のフォローまで総合的な対応に努めます。 ●要保護児童対策地域協議会の充実に向けて、関係機関による情報共有、研修等の参加による職員の専門性の強化等に取り組み、要保護児童の早期発見、適正な保護に努めます。	子育て支援課
(3)ー2 児童虐待相談体制の充実	●市広報紙やパンフレットなどの媒体を活用し、児童虐待防止に関する情報を提供し、市民の関心を喚起します。 ●乳幼児健診や訪問指導などの母子保健事業、民生委員・児童委員による訪問活動などを通じて子育て不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見や虐待防止に取り組みます。 ●こども家庭センターを中心に、子育て、養護、虐待、非行、ひきこもり、ヤングケアラー等、子どもに関するさまざまな悩みや不安などの相談窓口を強化し相談対応に努めることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課

(3)ー3 障害の早期発見、 早期療育	●乳幼児健診や健診後のフォローのための集団教室等により、発達の遅れや心身に障害を持つ乳幼児に対し、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。 ●相談件数が増加していること踏まえ、相談体制の充実や関係機関との連携による療育体制の強化に努めます。	子育て支援課 社会福祉課
(3)ー4 障害福祉サービス や相談支援体制 の充実	●障害のある子どもを対象とする生活支援事業、福祉サービスを実施します。事業所に対して相談支援専門員の資格取得に向け、働きかけを行います。 ●障害のある子どもやその家族が身近に相談できるよう、相談支援事業の強化に努めます。 ●障害のある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域の中で育つ支援を推進します。	社会福祉課
(3)ー5 発達障害のある 子どもに関する 相談支援	●母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じて、発達障害のある子どもに関する相談支援活動を推進します。 ●障害や特別な支援の必要な方が、乳幼児から大人になるまで、一貫した支援が受けられることを目的にサポートファイルの作成を推進します。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
(3)ー6 障害児保育の推進	●発達相談巡回事業等を実施し、一人一人の障害の状態に応じ、認定こども園、保育園、家庭、専門機関等との連携を密にしながら、きめ細やかな障害児保育を実施します。 ●放課後等において、生活能力の向上のための訓練、社会コミュニティの交流機会の提供等を実施し、障害のある子どもの健全な育成を図ります。	こども園課 社会福祉課
(3)ー7 就学指導、 特別支援教育の 推進	●関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。 ●認定こども園等と連携し、支援の必要な保護者への周知徹底を図ります。	学校教育課

(4) 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向性	施策の内容	担当課
(4)ー1 子育てがしやすい 職場環境づくり	●市民・労働者・事業主に対して、次世代育成対策推進法や育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度についての広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 ●働く保護者が子育てしながら安心して働くことができるよう、関係機関・団体との連携を通じて、育児休業制度の導入促進に努めます。 ●働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得の推進など、労働時間の短縮に向けてさまざまな機会を通じ、企業や事業主に対して理解と協力を求めています。 ●就職相談や職場環境に関する相談など、関係機関と連携しながら労働問題全般についての相談に対応します。	経済振興課
(4)ー2 就業・再就職の 支援	●出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する講座の開催を関係機関とともに進めます。	経済振興課 人権推進課
(4)ー3 男女共同による 子育ての推進	●男女共同参画プランに基づき、家事や子育てなど家庭生活における責任が父母ともに果たせるよう、家事や育児を学習・体験できる講座等を開催します。 ●認定こども園、保育園、小学校などにおいて、父母と子どもが一緒に参加する行事・活動を充実し、父母の子育てへの関わりを啓発していきます。	人権推進課

2 基本目標2 子育て家庭の親と子の心身の健康を支える環境づくり

(1) 子育て家庭の親と子の健康の確保

施策の方向性	施策の内容	担当課
(1)ー1 母子健康手帳の交付	●妊娠から出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳を妊娠届出時に交付し、交付時に併せて母子保健サービスについての説明や妊婦相談、相談窓口の案内、母子手帳アプリを用いたタイムリーな情報発信を行います。	子育て支援課
(1)ー2 乳幼児健診、 歯科保健事業等の実施	●乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、各種健康診査の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。 ●乳幼児の虫歯や歯周病予防のため歯科に関する健診・個別相談や歯みがき指導などを行います。	子育て支援課
(1)ー3 予防接種の実施	●4種混合、小児肺炎球菌、MR（麻しん、風しん）等の各種感染症の予防のため、予防接種を行います。未接種者に対しては、個別通知や健診時などを通じて勧奨に努めます。 ●周知を強化して、正しい知識の普及とともに予防接種のスケジュール管理を促進し、関係機関と連携しながら、安全で効果的な接種を進めます。	健幸づくり推進課
(1)ー4 妊婦健診、妊娠・ 出産に関する 相談支援体制の 充実	●妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健康診査費用助成や健康相談、訪問指導などの充実に努めます。 ●出産・育児の不安を緩和し、 父母で 安心して子どもを生み育てることや保護者同士の仲間づくりの支援ができるよう両親学級等を開催し、情報を提供します。	子育て支援課
(1)ー5 小児医療の充実	●関係機関と連携し、夜間や休日等における小児救急医療体制の充実に努めます。 ●夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関や、夜間や休日に相談できる健康医療相談ダイヤル等について、母子保健サービスでの紹介や乳幼児健診・広報等を通して情報提供していきます。	健幸づくり推進課

(2) 子育て家庭の親と子の身体と心のケア

施策の方向性	施策の内容	担当課
(2)ー1 乳幼児の 健康づくりに関する 相談、学習機会の 充実	●乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談・指導・助言を行います。 ●乳幼児健診や電話、オンライン等様々な相談手段により、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。医師等による専門相談を個別に実施し、個々に応じた支援を行います。 ●乳幼児の保護者等を対象とする、子どもの健康管理や発育・発達、子育て等の母子保健に関する学習機会を充実します。	子育て支援課
(2)ー2 乳幼児期における 食育の推進	●乳幼児期から正しい食生活を身につけていくため、子育て中の保護者を対象とする食に関する教室を開催し、知識の普及に努めます。 ●各種子育て講座等において、子どもの発達段階に応じた食事づくりなど、食育に関する知識の普及を図ります。	子育て支援課 こども園課
(2)ー3 事故防止対策に 関する情報提供	●乳幼児健診や各種子育て講座等において、転落や骨折、やけど、誤飲など家庭内での事故防止対策に関する情報を提供します。	子育て支援課
(2)ー4 地域での 健幸づくりの推進	●心身ともに健康な子どもの育成に向け、学校、認定こども園、保育園と家庭、地域、職場等が一体となった健幸づくりの取組を進めるため、関係機関との連携、連絡・調整に努めます。 ●健幸づくり条例に基づき、地域や関係機関との連携を強化し、健幸づくりを継続し実施できる環境づくりを市民や関係機関等と協働で推進していきます。	健幸づくり推進課 学校教育課 こども園課
(2)ー5 子育て家庭の 育児不安等の 相談、支援の充実	●こども家庭センターを中心に、子育てに関するさまざまな悩みや不安に対して専門性を生かした相談を行い、必要に応じて関係機関につなぐ等、他機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。 ●子育て学習センターにおいて、関係機関と連携し、子育てに関する不安や心配事等の相談機会の充実を図ります。	子育て支援課

3 基本目標3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

施策の方向性	施策の内容	担当課
(1)ー1 地域に開かれた 信頼される 学校づくりの推進	●教育活動の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めます。併せて、オープンスクール（学校公開）の活用などに努め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。 ●学校とPTA、学校支援ボランティア、地域自治協議会や市民活動団体等、地域住民などとの連携を強化します。 ●市内各小・中学校に学校運営協議会を導入し、地域で子どもたちの育成を図ります。	学校教育課
(1)ー2 確かな学力の向上	●幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、地域の状況や園の規模、教職員の構成等の実態を考慮し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた創意ある教育課程の編成、実施、評価、改善を行います。 ●認定こども園・小学校・中学校の連携を強化しながら、現在も取り組んでいるアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの編成、実施により系統的な教育・保育の充実を図ります。 ●基礎・基本の学力の定着に加え、思考力・判断力の育成、学びに向かう力、人間性等の育成を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人一人に応じた指導を充実するため、少人数指導や教科担任制による「授業のユニバーサルデザイン化」の取組を通じて学習指導方法の工夫改善に努めます。	こども園課 学校教育課
(1)ー3 健康・体力づくり の推進	●早寝・早起き・朝ごはん運動などの基本的な生活習慣の確立と乳幼児期からの食育を進めることで、子どもたちの健やかな心と身体を育みます。 ●子どもたちの体力が低下傾向にあるため、学校園においても身体を動かすための「時間・空間・仲間」等の工夫を図り、子どもたちの体力向上と運動習慣の確立に向けた取組を進めます。	学校教育課 こども園課 子育て支援課
(1)ー4 子どもの学習意欲 を高める 取組の推進	●子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連絡を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習ができる子どもたちを育成します。 ●新学習指導要領により子どもたちが能動的に学び続けるアクティブラーニングを身につけるため教職員研修、授業改善等を行っていきます。	学校教育課
(1)ー5 道徳教育の充実	●道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育において、社会規範や他者への思いやり、命の尊さ、生き方を育みます。	学校教育課
(1)ー6 人権教育、 男女共同参画教育 の推進	●人権教育推進協議会等を支援し、市内全域に人権に対する正しい理解が浸透するよう啓発に努めるとともに、人権感覚の豊かな子どもたちの育成に努めます。 ●男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる機会を捉え、体験活動を通して男女が対等なパートナーとしての意識の醸成を進めます。	人権推進課 学校教育課

(1)ー7 国際理解教育の推進	●グローバル人材の育成を目指し、外国語指導助手(ALT)の活用などにより、発達段階に応じた外国語指導の充実を図るとともに、異文化の理解、国際交流の推進を図ります。 ●グローバル化に対応した英語技能テストの受験を進め、その分析を生かしてさらなる語学力向上を目指します。	学校教育課
(1)ー8 環境教育の推進	●環境に関する体験学習や家庭・地域社会での活動により環境問題への理解を深め、よりよい環境の創造に向けた実践的態度を養います。 ●自然にふれあう体験型環境学習を行うことによって、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶとともに、子どもたちのふるさと意識を育みます。	市民課 学校教育課 生涯学習課
(1)ー9 情報教育の推進	●教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、情報教育の推進を図ります。違法、有害な情報から子どもを守るための情報モラル教育の推進と併せて、保護者への情報モラルの啓発に努めます。 ●児童生徒の学習意欲の向上や学力の向上に向けてICT環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図ります。	学校教育課
(1)ー10 地域文化の継承と交流学習の推進	●地域に伝わる伝承や昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの学習を通じて、地域の歴史や文化についての知識や経験を培うとともに、学校外の人材を活用した交流学習、高齢者や障害のある人との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた教育を推進します。 ●地域の歴史遺産等を身近に感じるにより、ふるさと愛の醸成を図るとともに、地域の理解を深める取り組みを推進します。	学校教育課 生涯学習課 観光交流課 文化財課
(1)ー11 芸術文化を通じた情操教育の推進	●子どもたちが、芸術文化活動にふれ、文化活動を行うことの楽しさや喜びを味わうことで豊かな情操を養います。また、文化祭や展覧会への参加(出展・鑑賞)を促します。	学校教育課 芸術文化課
(1)ー12 子ども読書活動の推進	●子どもたちが、自主的に読書活動ができるよう、就学前からの読書習慣の確立を目指し、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高め、読書の楽しみや大切さを身につける取組を進めます。 ●ボランティア等の協力のもと、子育て学習センター、認定こども園、保育園で本の読み聞かせを実施します。子どもたちが自主的に、読書活動ができるよう、就学前からの読書習慣の確立を目指し、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高めるとともに、親子のふれあいを促進し、幼児期から絵本に親しむことや読み聞かせの大切さについて、啓発を行います。	学校教育課 生涯学習課 こども園課 子育て支援課
(1)ー13 教職員の資質向上と研修体制の確立	●幼児理解に基づく指導計画、環境の構成と活動の展開、活動に沿った必要な援助について、反省や評価により指導の改善を図るとともに、幼児教育研修会の継続した実施や園内研修を充実します。 ●教職員の児童生徒一人一人を見取る力や授業力等が向上し、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業や児童生徒の多様性を踏まえた学級、学校づくりを推進するために、教職員の研修と教育に関する調査研究を行い、教職員の資質向上を図ります。 ●引き続き、教職員の研修と教育に関する調査研究を行い、教職員の資質向上を図ります。 ●子どもたちのLGBT(性的少数者:セクシャルマイノリティ)や人権に対する理解がより深まるよう、教職員の学習機会を充実します。	こども園課 学校教育課

(1)ー14 生徒指導の徹底	●日々の教育活動を通じて、子どもたちと教職員の人間的なふれあいを深め、確かな児童・生徒の理解と子どもたちとの信頼関係の確立に努めます。また、定期的なスクールカウンセラーの派遣など、子どもたちの悩みや不安に対応するための教育相談活動を充実します。 ●いじめや不登校など、問題を抱える子どもへの指導の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。	学校教育課
(1)ー15 キャリア教育の充実	●一人一人の考えや適性を踏まえた職業に対する考え方の指導や職場体験などの体験学習等により、社会人としての基礎の育成を図り、子どもたちが自己の進路を主体的に選択できる能力を身につけるための的確な情報提供と指導を行います。 ●中学校2年生が、5日間の学校外の職業体験活動（トライやる・ウィーク）を通して、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図り、「心の教育」を推進します。	学校教育課
(1)ー16 幼児教育・保育の充実	●認定こども園、保育園においては、各年齢の発達段階に応じた教育・保育カリキュラムにより、きめ細かな指導を行います。 ●カリキュラム・マネジメントに基づく教育・保育の改善と展開をさらに充実させます。 ●家庭や地域社会との連携を強化し、幼児教育・保育の理解と充実に努めます。また、子育て学習センターで子育て支援活動を推進するとともに、引き続き、地域自治協議会や市民活動団体、地域住民等との交流などにより、地域に開かれた認定こども園、保育園づくりを進めます。	こども園課 子育て支援課
(1)ー17 特別支援教育の推進	●一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服するため特別支援教育を推進します。 ●特別な支援を必要とする幼児の指導にあたっては、園内委員会による実態把握、支援方法等の検討を行います。その際、保護者との連携を図るとともに、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を踏まえ、園内の特別支援体制の充実を図ります。 ●特別支援学校、専門機関との連携、特別支援教育支援員等の活用を通じて、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことのできる取組を進めます。	こども園課 学校教育課

(2) 次世代の親の育成

施策の方向性	施策の内容	担当課
(2)ー1 命の大切さや 子育ての意義等を 学ぶ教育の推進	●小学校、中学校などにおいて、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、命の大切さや人間としての生き方、男女が協力して家庭を築き、子育てを行うことの意義等を学ぶ教育を推進します。 ●トライやる・ウィークの実施により中学校2年生が、5日間の学校外の体験活動を通して、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図り、「心の教育」を推進します。	学校教育課 人権推進課
(2)ー2 子どもに対する 保健指導の充実	●食事や運動、睡眠等の基本的な生活習慣や、生活習慣病の予防などについての適切な保健指導に努めます。 ●関係機関と連携した啓発・指導活動を通じて、喫煙・飲酒・薬物についての有害性を訴えていきます。	学校教育課 子育て支援課 健康づくり推進課 生涯学習課
(2)ー3 子ども・若者育成 支援対策の推進	●不登校、ひきこもり等の社会生活を円滑に営むことが難しい子どもや若者を、支援していくため、相談窓口、専門機関の周知に努めます。 ●ひきこもり等の当事者や家族が安心して相談、過ごすことができる居場所づくりの拡大に努めます。	社会福祉課 学校教育課 子育て支援課
(2)ー4 若者の 交流の場づくり	●若年者の出会いのきっかけとなる交流事業の企画立案・運営等を支援します。 ●民間事業者による交流イベントの開催支援、多様な方向による交流の場づくりを推進します。	市民協働課

(3) 地域における子どもたちの健やかな育成（青少年との関係を確認）

施策の方向性	施策の内容	担当課
(3)ー1 子どもの 居場所づくりの推進	●子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、地域で暮らす各世代の人々が交流し、憩いの場ともなる地域との交流の場や遊び場の確保に努めます。 ●地域のこども食堂等の新しい世代間交流の場の創設を支援します。 ●子どもの居場所として、図書館・学校等の活用を図ります。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
(3)ー2 公園・緑地の 適正な維持管理	●公園や緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもとに、適切な維持管理に努めます。また、遊具の安全調査を実施し、その点検結果を踏まえ緊急性の高い遊具から修繕、更新、撤去を計画的に進めます。	都市政策課
(3)ー3 地域における 多様な体験・ 交流活動の充実	●子どもがふるさとへの誇りや地域社会の中で互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験や職業体験など地域環境を生かした体験学習活動を推進します。 ●地域自治協議会や市民活動団体等におけるスポーツクラブや文化クラブの活動を奨励します。 ●地域の多様な人材等を活用して、子どもたちに学ぶ機会をつくる地域学校協働活動を推進します。 ●異年齢児とのふれあいや世代間交流を通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感を育めるよう、子どもに関わる多様な交流活動の機会や場を充実します。	学校教育課 生涯学習課 こども園課
(3)ー4 放課後子ども教室 の実施	●すべての就学児童を対象として、授業終了後に安全・安心な遊び場、学習の場及び生活の場を確保し、多様な体験・活動等を通じて健全育成を図るなど、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、全小学校区に設置済みの放課後児童クラブ（学童クラブ）を中心に安全で安心な放課後対策を充実させます。	学校教育課
(3)ー5 各種指導者・ ボランティアの育成	●生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアの育成を図ります。また、地域においてスポーツ活動の振興を図るスポーツ推進委員等の活動の活性化を図ります。 ●地域自治協議会を中心に地域学校協働本部を設置するとともに、小学生を中心とした協働活動を推進していきます。 ●学校部活動等において、地域の多様な外部人材を活用し活動の活性化を推進します。	生涯学習課 学校教育課
(3)ー6 街頭巡回指導、 環境浄化活動の 実施	●子ども等の問題行動などを未然に防ぎ、健全な育成を推進するため、PTA、学校関係者、地域住民等による巡回指導等を実施します。 ●市青少年問題協議会をはじめ関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。	生涯学習課
(3)ー7 薬物乱用防止対策 の推進	●子ども等の非行の中で重要な課題である薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体との連携のもと情報共有を図り、総合的な防止対策の推進に努めます。 ●関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止キャンペーンを実施し、防止を啓発していきます。	健幸づくり推進課 学校教育課

(3)ー8 思春期保健事業 の実施	●生涯にわたる心身の健康保持に必要な知識をはじめ、LGBT（性的少数者：セクシャルマイノリティ）の理解や適正な生活習慣等を身につけるための健康教育を推進します。 ●命の教育として、相手を思いやる気持ちの大切さとともに、性感染症等についての性教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
(3)ー9 食育の推進	●認定こども園、保育園、学校の給食や、食生活改善活動を進める団体との連携による調理実習の実施等を通じて、望ましい食習慣を身につけ、健康に気を付けながら豊かな食生活を送ることができるよう、自己管理能力を培います。 ●食事が身体の発達に大きな影響を与えることから、特に朝食の大切さや、バランスのよい食事を習慣付けることなど、栄養士等と連携を図りながら食育を推進します。 ●地場産品を食材とした給食や学習を行うなど、郷土の農業との関わりや「地産地消」について学ぶ機会の充実を図ります。 ●地域の安全で安心な食材を使用した給食についての調理体験を実施し、食への理解を推進します。	学校教育課 こども園課 子育て支援課 学校給食センター
(3)ー10 心の悩みに対する 相談支援体制の 充実	●いじめ、不登校、LGBTなど、子どもたちの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応します。 ●思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携を図りながら相談窓口体制の充実と情報提供に努めます。	学校教育課

4 基本目標4 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 子育て支援制度・サービスの充実

施策の方向性	施策の内容	担当課
(1)ー1 保育事業の充実	●保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を認定こども園、保育園で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。 ●通常保育時間外のニーズに対応するため、時間外保育事業を実施します。 ●休日保育や病児病後児保育の実施について周知するため、チラシ作成や市が作成する子育て情報紙等へ掲載して啓発に努めます。	こども園課
(1)ー2 保育内容の充実と開かれた施設づくり	●きめ細やかな保育を行うため、保育士と保護者の日常的なコミュニケーション等を通じて、保育ニーズの把握に努めるとともに、研修等により保育士の資質・指導力の向上を図ります。 ●認定こども園、保育園、小学校、中学校との間の連携に努めるとともに、保護者との懇談会の開催や高齢者・ボランティアなど地域の多様な人々との交流を促進し、開かれた施設づくりを進めます。	学校教育課 こども園課
(1)ー3 放課後児童クラブ(学童クラブ)の開設	●保護者が日中就労等のため家庭にいない小学生が健やかに成長できるよう、学校等において放課後児童クラブ(学童クラブ)を充実させるとともに、安全で安心な遊びと生活の場を提供します。	学校教育課
(1)ー4 一時預かり事業の実施	●保護者の病気などの緊急時や育児疲れなど一時的に保育が必要などときに、認定こども園保育園、で児童を保育し、未就園児家庭の子育てを支援します。	こども園課
(1)ー5 子育て短期支援事業の実施	●保護者が病気になった場合などに、児童福祉施設で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の受け入れ施設の確保と利用の促進に努めていきます。	子育て支援課
(1)ー6 病児・病後児保育の実施	●病気回復期にある子どもを保育園などで、病児保育、病後児保育を実施します。 ●病中の子どもの一時預かりを行う病児保育については、利用者ニーズを踏まえながら、関係機関とともに導入について検討を行います。	こども園課
(1)ー7 医療費の助成	●子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、乳幼児等医療費助成、こども医療費助成、高校生等医療費助成により、子育て家庭を支援します。 ●乳幼児等医療費助成、こども医療費助成、高校生等医療費助成により、子育て家庭を支援します。 ●重度障害者(児)医療費助成により、障害のある子どもを支援します。 ●未熟児養育医療費助成により、生後速やかに適切な処置を受けるなど、安心して医療が受けられるよう養育を支援します。	市民課
(1)ー8 保育料の負担軽減	●認定こども園、保育園等における子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減を行います。	こども園課
(1)ー9 利用手続きの改善とサービスの周知	●市広報や市ホームページへの定期的な情報の掲載、健診会場等でのPRなど、様々な媒体を利用したわかりやすい子育て支援に関わる制度・サービスの広報・周知に努めます。	子育て支援課

(2) 子どもを取り巻く安全の確保

施策の方向性	施策の内容	担当課
(2)ー1 交通安全対策の 推進	●警察や交通安全対策協議会等と連携し、認定こども園、保育園、小学校、中学校などにおいて、子どもや保護者に対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。 ●PTAや地域の住民組織による交通立番や街頭指導などを行います。また、地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成をはじめ、交通安全の啓発に取り組めます。 ●通学路の危険か所調査や安全点検を行うとともに、その結果を通学路安全プログラムに定め安全対策を実施します。	防災安全課 学校教育課 こども園課
(2)ー2 子どもを見守る 活動の推進	●地域の住民組織を通じて、地域の子もたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、子ども見守り隊など、子どもがいつも地域の人に見守られている環境づくりに努めます。 ●PTAや青少年育成団体等が主体となって実施する「子ども110番の家」等の設置を支援します。 ●学校、PTA、地域住民等による巡回パトロールなど、防犯活動を推進し安全・安心なまちづくりを進めます。 ●市の広報紙やホームページを活用して、県が実施している子ども安全サポート事業の広報活動を行い、子どもを見守る意識を高めます。	防災安全課 学校教育課
(2)ー3 学校等における 安全教育、 安全確保対策の 充実	●さまざまな事件、事故や災害に対し、安全な行動や生活ができる能力を育成する安全教育を進めるとともに、緊急対応マニュアルの充実と周知徹底、防犯訓練の実施、施設・設備の改善など危機管理体制の充実に努めます。また、学校が指定避難所として機能するよう、関係機関における連携を強化します。 ●子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、認定こども園、保育園、学校等に速やかに伝達するとともに、朝来防犯協会と連携し、情報の共有化を図るなど、迅速な対応に努めます。	防災安全課 学校教育課 こども園課
(2)ー4 ゆとりと潤いのある 住環境の整備	●子どもの健全育成の場として、ゆとりと潤いのある住環境を確保するため、市民とともに美しい景観づくりや河川等の保全、美化・緑化、花のあるまちづくりなどを進めます。	都市政策課
(2)ー5 公営住宅の改修	●子育て世帯や若者世帯に配慮した公営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に改修等を進め、居住環境の向上に努めます。	都市政策課
(2)ー6 住宅取得の支援	●あさが暮らし住宅取得等応援事業、空き家活用促進事業など住宅取得のための各種助成制度の普及・啓発に努め、良質でゆとりある持ち家の取得を支援します。	市民協働課
(2)ー7 快適な生活環境 の整備	●関係機関との連携により安全で快適な生活環境の整備を進めます。	建設課
(2)ー8 福祉のまちづくり の推進	●高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。□	都市政策課

	●「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念に基づき、住民や事業主等への普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた施設整備の指導・助言を行います。	
(2)－9 子ども連れの利用に配慮した施設の整備	●誰もが利用しやすい施設を目指し、庁舎や各種公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、子育て世帯が安心して利用できる設備の設置・整備を進めます。	財務課
(2)－10 バリアフリー関連情報の提供	●利用される方に対し、公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、わかりやすく表示するとともに、社会福祉協議会の福祉マップや市ホームページ等を通じて提供します。	社会福祉課

(3) 子どもの貧困解消への取組

施策の方向性	施策の内容	担当課
(3)－1 子どもの教育に関する支援	●保護者の所得状況等に応じて、保育料の免除や特例措置により、認定こども園等への入所を奨励します。また、経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。 ●ひとり親家庭に対し、高校、大学等の教育を受ける機会の確保を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の利用の啓発に努めます。 ●特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。 ●生活困窮者世帯等の子どもに対する学習を支援する取組を検討します。 ●スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、福祉機関等の関係機関と連携した支援を行います。	こども園課 子育て支援課 学校教育課
(3)－2 子ども及び親に対する生活に関する相談体制の充実	●母子・父子自立支援員や関係機関との連携のもとに相談支援体制を充実し、ひとり親家庭の自立に必要な相談・指導に努めます。また、ひとり親家庭の仲間づくりを促進します。 ●複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。 ●こども食堂等、貧困の状況にある子どもに対する地域との交流の機会の場を支援します。	社会福祉課 子育て支援課
(3)－3 親に対する就労支援	●ひとり親家庭、生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援について、母子・父子自立支援員や就労支援員による支援やハローワーク等と連携し、きめ細かな自立・就労支援に努めます。 ●ひとり親家庭の収入状況の改善を目指して、スキルアップのために資格取得や能力開発をするにあたり、給付金を支給します。	子育て支援課 社会福祉課
(3)－4 子ども及び親に対する経済的支援	●国や県の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。 ●母子家庭等医療費助成により、ひとり親家庭の父母や子ども、父母のいない子どもを支援します。	子育て支援課 市民課

	●ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の利用の啓発に努めます。	
--	---	--

第5章 幼児期の教育・保育の内容 と提供体制

※現在作成中

第6章 計画の推進

※現在作成中

資料編

※現在作成中

**第3期朝来市
子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月

発行 朝来市

編集 こどもみらい部子育て支援課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町法興寺 378 番地 1

TEL:(079)666-8103

FAX:(079)672-5369